

## 平成30年第1回砂川市議会定例会

平成30年3月12日（月曜日）第5号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 議案第13号 砂川市指導主事の給与に関する条例の制定について  
議案第14号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について  
議案第15号 砂川市庁舎建設検討審議会条例を廃止する条例の制定について  
議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第17号 砂川市北地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第18号 砂川市南地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第19号 砂川市場外離着陸場条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第20号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第21号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第22号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第23号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第24号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第25号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第26号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第27号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第28号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 29 号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 砂川市北吉野コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31 号 砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33 号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34 号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35 号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 36 号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 37 号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 38 号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
- 議案第 39 号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議案第 40 号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 41 号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第 42 号 市道路線の認定について
- 議案第 7 号 平成 30 年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8 号 平成 30 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 30 年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第 10 号 平成 30 年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第 11 号 平成 30 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 12 号 平成 30 年度砂川市病院事業会計予算
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 13 号 砂川市指導主事の給与に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第 15 号 砂川市庁舎建設検討審議会条例を廃止する条例の制定について

て

- 議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市北地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市南地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市場外離着陸場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 砂川市北吉野コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第34号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第35号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
 議案第36号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
 議案第37号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
 議案第38号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について  
 議案第39号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について  
 議案第40号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
 議案第41号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について  
 議案第42号 市道路線の認定について  
 議案第 7号 平成30年度砂川市一般会計予算  
 議案第 8号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計予算  
 議案第 9号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計予算  
 議案第10号 平成30年度砂川市介護保険特別会計予算  
 議案第11号 平成30年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算  
 議案第12号 平成30年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（12名）

議 長	飯 澤 明 彦 君	副議長	水 島 美喜子 君
議 員	増 井 浩 一 君	議 員	多比良 和 伸 君
	中 道 博 武 君		佐々木 政 幸 君
	武 田 真 君		武 田 圭 介 君
	辻 勲 君		北 谷 文 夫 君
	沢 田 広 志 君		小 黒 弘 君

○欠席議員（1名）

増 山 裕 司 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊

砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
病院事業管理者	小熊豊
総務部長兼会計管理者	熊崎一弘
総務部審議監	近藤恭史
市民部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	湯浅克己
建設部技監	荒木政宏
病院事務局長	氏家実
病院事務局審議監	朝日紀博
病院事務局審議監	山田基
総務課長	東正人
政策調整課長	井上守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	堀田一茂
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊崎一弘
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	福士勇治
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	峯田和興
事務局次長	川端幸人
事務局主幹	山崎敏彦
事務局係長	渡部秀樹

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

○議会事務局長 峯田和興君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、増山裕司議員であります。

○議長 飯澤明彦君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1
- 議案第13号 砂川市指導主事の給与に関する条例の制定について
  - 議案第14号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
  - 議案第15号 砂川市庁舎建設検討審議会条例を廃止する条例の制定について
  - 議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第17号 砂川市北地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第18号 砂川市南地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第19号 砂川市場外離着陸場条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第20号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第21号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第22号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第23号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第24号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第25号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 砂川市北吉野コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第36号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第37号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第38号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
- 議案第39号 砂川市老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 議案第40号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第41号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第42号 市道路線の認定について
- 議案第 7号 平成30年度砂川市一般会計予算

議案第 8号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第 9号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計予算

議案第10号 平成30年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第11号 平成30年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第12号 平成30年度砂川市病院事業会計予算

○議長 飯澤明彦君 日程第1、議案第13号 砂川市指導主事の給与に関する条例の制定について、議案第14号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議案第15号 砂川市庁舎建設検討審議会条例を廃止する条例の制定について、議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市北地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市南地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市場外離着陸場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 砂川市北吉野コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第36号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第37号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第38号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について、議案第39号 砂川市老人憩いの家の指定管理者の指定について、議案第40号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第41号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第42号 市道路線の認定について、議案第7

号 平成30年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成30年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第11号 平成30年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成30年度砂川市病院事業会計予算の36件を一括議題とします。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第13号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第13号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第14号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第14号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第15号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第15号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第16号から第34号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

武田真議員。

○武田 真議員（登壇） おはようございます。それでは、私からはただいま対象となっている議案の2本につきまして総括質疑を行います。

最初に、議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について6点ほどお伺いいたします。

1点目は、市政執行方針にこの組織機構の見直しを記載しなかった理由について伺います。

2点目は、今回の組織機構見直しの検討経過について伺います。

3点目は、保健福祉部という名称にした理由、根拠について伺います。

4点目は、組織機構の見直しにより実現する具体的な行政事務効率化の内容、効果について伺います。

5点目は、部を新設し部長ポストをふやすことが、なぜ市民ニーズに対してより一層迅速、柔軟に対応できることにつながるのか、また将来を見据えた効率的な組織機構の構築につながるのかを伺います。

6点目は、これまでの行財政改革との整合性について伺います。

続きまして、議案第20号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について3点ほど伺います。

1点目は、道内における砂川市と同程度の人口規模の市における人口1万人当たりの職員数、28年4月1日現在の比較について伺います。

2点目は、事務事業量に見合っていないとされる部門の事務事業の現況、職員増の内訳、定数増の効果についてお伺いします。

3点目は、これまでの行財政改革との整合性について伺い、初回の質疑とさせていただきます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） それではまず、議案第16号に対し総括質疑がございましたので順次お答えいたしますが、その前に今回の改正議案の提案に対しまして、常任委員会の所管変更が必要になる内容でございまして、議会運営に少なからず影響があるものにもかかわらずその内容の周知が十分でなく、関係者にご迷惑をかけていることに対しおわび申し上げますとともに、ご配慮をお願いしたいと存じます。

それで、質問についてなのですが、市政執行方針の部分でございまして。これについては、新たな業務内容をふやすことで事務分掌条例を改正する際、過去には業務内容について執行方針で触れておりましたが、今回の改正は業務内容、業務事項が変わるものではございませんので、執行方針には触れていないというものでございまして。

2点目の組織機構見直しの検討経過についてでございます。これについては、組織機構のあり方については総務部で所管しておりまして、検討には日々の業務を見た中で、市民部におけるここ四、五年の業務について、高齢化に対応するべく高齢者の見回り制度や子育てにおける新たな子育て制度の導入、がん条例の制定など市民の健康に関する事業など、事業の強化に従い人員も増加しているところであり、また市民部長は保健衛生組合の事務局長ということも兼務しているところでもございまして、非常に負荷が大きくなっているということでございました。また、税務課につきましては、地方税のほか国税、後期高齢者の医療保険の賦課徴収も担当しているところでもございまして、ほかの市でも市民生活に関連する部署として位置づけられているところでもございまして、市民サービスの担当部門として今回位置づけるものでございまして。さらに、今後庁舎建設に伴いまして市民サービス関連をワンフロア化しようということも進められておりまして、総合的に判断し、市民部と総務部の事務分掌の変更を検討したところでございまして。庁内議論は、副市長を委員長として部課長が委員となっております行政事務改善委員会を開催いたしまして、今回の部の設置について協議したものでございまして。

次に、名称の関係でございまして。保健福祉部という名称につきましては多くの自治体で使用しているところであり、この新しい部の名称につきましては、社会福祉課、介護福祉課、ふれあいセンター、子ども通園センターの構成から、市民にとってわかりやすい名称

と考えているところでございます。

次に、組織機構の見直しによって実現する行政事務の効率化、また新設に当たって効率的な組織機構の構築につながるかという4点目と5点目の質問でございます。現行の総務部、市民部の2つの部を3つの部に分けることにより部長の業務量が分散されますので、各部内における意思の決定など迅速な対応が図られ、より一層きめ細やかな対応が可能となるものでありまして、また将来的な点では、検討中の新庁舎では1階にできるだけ窓口を集約し、窓口対応を中心としたサービスの利便性、効率性が求められておりますので、今回の改正を機に各課、係のあり方についても今後検討していきたいと考えているところでございます。

それから、行財政改革との整合性でございます。事務分掌条例は部の設置と部の事務分掌についての定めであり、本市においては平成16年度に企業立地推進室を経済部に統合して以降、部の名称を改めたことはありますが、現行の体制となっているところでございます。平成16年、19年の行財政改革では行政組織に関することについて触れておりませんが、これまでも組織機構については、行財政改革にかかわらず、事務事業に見合ったものとして随時見直しを図っているところであり、今回についても事務事業に応じて見直しを行ったということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、議案第20号の関係でございます。職員定数の関係で、まず人口1万人当たりの職員数の比較ということでございました。公になっている部分としては直近、平成28年4月1日ということでございまして、4月1日現在の職員数、普通会計で172人でございます。これが人口1万人当たりですと、職員数96.67人という数字になるところでございます。

道内における本市と同程度の人口規模の市との比較ということでございますけれども、空知管内でいきますと、人口2万3,390人、美唄市ですけれども、この数字が123.13人、人口2万1,911人の深川市ですと、この数字が104.06人という数値になっております。また、人口1万4,942人、芦別市が、人口は少ないですけれども、この数字136.24人、また道内2万5,000人未満の都市では、留萌市が79.10人、富良野市が100.54人、紋別市が113.85人、士別市が140.48人となっているところでございます。この数値は、それぞれの都市において人口、行政面積、産業構造等々が違うことから単純比較は難しいものと思っておりますけれども、人口1万人当たりの職員数は、本市は他市に比べると少ない状況ということでご理解いただきたいと思っております。

次に、事務事業の現況と職員増の内訳でございます。現行の一般会計に属する職員数、27年3月に条例改正をさせていただきまして、150人と改正させていただきました。この年の4月1日、職員数145人でありました。5人の余力があったということでございます。このように改正後の職員定数は職員数の上限を定めているということであり、従

来からも若干余裕がある人数としてきたところでございます。現在の職員数は149人でございます。4月から現行定数150人を上回る見込みのため、今回155人に改正させていただきます。

増員する職員の内訳でございますが、4月1日の職員採用数をもって確定するものでありますけれども、現況の職員配置が事務事業量に見合っていないということではなくて、平成30年度から新たな事業、今の事業を強化するという部分もあるのですけれども、歳入確保のため、ふるさと応援寄附金事業、これを強化していこうと。今は1つの窓口で寄附を受けているわけですが、それを一般に各、商品名と言ったらおかしいので、ふるさと寄附の窓口が数社ございますので、数社を窓口にしてふるさと寄附金を受けていこうなどという部分を考えていること、それからまた本格的に市史編さん業務が始まるということで、職員の増員を予定しているところでございます。

最後に、行財政改革との整合性についてでございます。定数条例については職員の定数についての定めであり、16年、19年の行政改革では特に職員定数には触れていないところでございますけれども、これまでも職員の数は、行財政改革にかかわらず、事務事業に見合ったものとして随時見直しをさせていただいているところでありまして、今回についても事務事業に応じた職員定数の見直しということでご理解を頂戴したいなと思っております。

以上でございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次再質疑をしてみたいと思うのですが、まず今回の16号の第1点目の市政執行方針に載せなかった理由ということで、業務事項がふえていないから載せていないのだというご答弁であったかと思えます。かつての砂川市における部の再編等の歴史を見ていきますと、直近では平成16年に室がなくなったというのがありましたというご答弁だったと思えますが、平成10年に5部1室体制が4部1室体制になったという、ちょうど20年前にそのような経過がございました。そのときの再編はどうだったかといいますと、市民福祉部が市民部に名称が変わったのと、建設部と水道部が統合されて建設水道部になったという経過であったかと思えます。当時の状況等、資料等を見ていきますと、当時はバブル崩壊直後ということで、経済環境が非常に厳しいという状況と、それによって行財政改革を平成8年ごろから進めてきたという経過があった流れの中での統廃合であったのかなと。また、その前の年、平成9年には介護保険法が成立したということで、事務事業の見直しは必須という環境があった中で、平成10年にはこのような部の再編が行われてきたのかなと思えます。

そこで、当時の市では、行財政改革実施計画に基づき組織機構の見直しを進めながら、当時、平成10年に4部1室体制というのがなされてきたと。スリム化に当たって、当時の中川市長の市政執行方針によれば、行財政のスリム化ということで提案されてきたのか

なという状況があったということだと思います。そうしますと、事務事業がふえないから業務事項がふえないのだとは言いますが、先ほどのご説明では少子高齢化等さまざまな業務量がふえてきているのだというのが背景にあるということで、それを踏まえた上での部の再編だと思うわけです。ですから、一見して何もふえていないのだということではなくて、現にそういった状況がふえているのだという状況であるならば、部の再編というのは砂川市にとって非常に重いものだと認識しております。

私がさかのぼったのは平成10年まででしたけれども、過去には部の新設等があった時代も恐らくはあったかと想像しますが、平成10年の経過も踏まえてその後の部の再編の状況等を見ていきますと、砂川市にとって新たに部を新設する、減らすというのは非常に大きな決断であると認識しております。それは自分の経験も踏まえてですけれども、組織で働く者にとって組織機構が大幅に変わるというのは重要なことでありまして、砂川市役所のような大きな機関、市民サービス、さまざまなサービスを抱えている団体においても組織機構の改変というのは市民サービスに及ぼす影響というのも大なるものがあるということでありまして、業務事項がふえていないのだということではなくて、業務事項は実際はふえていると思います。

私、昨年も決特で何点か確認したと思うのですけれども、残業量等ふえているような状況があるというご答弁もありましたけれども、そういった個々の担当者レベルの仕事量がふえているという状況は明らかでありますし、それを踏まえた上での組織再編かなと認識しておりましたので、単に業務事項がふえていないから載せていないのだと。最終的にそれを載せるかどうかは政治的な判断だと思いますが、私自身は非常に重要なものだと認識しております。改めて、今回の部の再編は市政を執行するに当たり非常に重要なものであるという認識であります。改めて市として部の新設あるいは減らすということについては単なる業務事項がふえた、ふえていないという案件であって、それほど重要でないという認識であるのかどうか、まず1点目について伺っていきたくと思います。

続きまして、2点目になります。組織機構見直しの検討経過について確認してまいりたいと思うのですけれども、行政事務改善委員会だったと思いますが、メンバーとしては副市長がなられているということなのだと思いますけれども、この会議の中で決定していったのかなと想像はするのですけれども、何でその会議で検討していくのだと。何か経過があったと思うのです。この部の再編を進めるに当たり、こういう経過があったので、最終的に部は新設しなければならないという経過があったと思うのです。まさかだと思いますけれども、最初から部を2つにするから理由を考えてくれという形で進められたとは到底思えないわけですから、検討の結果、最終的に保健福祉部をつくるというのはわかりますが、その経過、誰がそれを発議して進めてきたのだと。検討会議の状況、回数と、そしてそもそもなのだと思いますけれども、なぜこの時期なのかというのは非常に大きいと思うのです。検討せざるを得なくなってしまった経過です。

平成10年の経過などを見ていきますと、私が先ほど説明したとおり、前年度に新しく介護保険法ができた。その対応が大変だという時代背景、あるいは経済状況の悪化という背景を踏まえたということ、しかも当時の行財政改革に関する委員会等でもいろんな検討経過があった結果、平成10年の部の再編につながったという経過がございます。そういう状況を踏まえますと、今回の部の再編についてはどのような外部要因、大きな変化があったのかということをお伺いしていただきたいと思います。先ほども聞いておりますけれども、回数と議論の経過等も含めて改めて詳しく、どのようなことを検討されてきたのかということをお伺いしたいと思います。

続きまして、3点目の保健福祉部という名称にした根拠ということで、多くの自治体でそのような名称が使われているのだということで、それが市民にとってわかりやすいのだというご答弁であったかと思うのですが、また古い話を持ち出してしまっているのですが、平成10年に当時の市民福祉部が市民部になったという経過がありましたけれども、それは業務内容の見直しというのも当然あったところですが、その名称変更の主な理由が、市民にわかりやすい名称にするということで市民福祉部が市民部になったという経過がございます。それについては、外部の行財政の検討委員会の皆様のご意見あるいは議会を初め委員会等で議論があった中で、それが本当に市民にとってわかりやすいものなのかという議論を踏まえた上での市民部への名称変更だったと理解しております。

それから20年たって、さまざまな状況が変化したというのはわかりますけれども、この保健福祉部という名称、一体誰の立場に立った名称なのかということになります。誰がそれが市民にとってわかりやすいのかを判断したという、いわば事実、ファクトがどうなのかということですね。例えば市民アンケート等をとって、市民部というのは市民にとってわかりにくいので、ぜひ直してほしいという市民からの要望等があったということであれば、それは当然検討に値するものかなと思うわけですが、一体全体誰がこの名称がいいのだと、市民にわかりやすいのだという客観的、根拠的なものが何かあるのであれば、ぜひそこはお伺いしたいなと思うわけですね。私、以前、総合窓口の関係で一般質問をしたと思いますが、そのときに市民アンケートをとってはいかがですかという提案をしたと思います。そのようなアンケート調査の結果を踏まえたものであるのであれば、非常にいい名称変更なのかなと思うわけですが、いずれにしても、どのような事実に基づきまして、多くの自治体が使っているからいいのだということは理由にはならないと思います。あくまでも利用する側の市民の視点に立った立場の名称変更が行われるかどうか、その事実的な背景についてお伺いしたいなと思います。

続きまして、4点目ですが、具体的な事務効率化ということで、4、5ということでまとめてご答弁いただいたのかなと思います。若干、4、5について再質疑をする前にお伺いしたい部分が1つあるのですが、将来の新庁舎を踏まえたワンフロア化の話が理由の1つとして挙げられてきたわけですが、これは提案説明にもなかった事項では

ないかなと。もし提案説明できちんとそれを説明していただけたのならそれを踏まえた質疑ができたのですけれども、突如としてワンフロア化の話、ワンストップサービスの話提案理由の1つとして持ち出されると非常に困るわけなのです。総括質疑は3回しかできませんから、実質1問減、1回減ということになりますから、それはいかなものなのかなと感じるわけです。新庁舎、ワンフロア化の話。それが背景にあるならぜひ提案説明のときにも、文章以外の部分で経過ということの説明していただきましたけれども、その経過の説明の中にはワンフロア化の話は一切出ていなかったと思います。私の聞き間違いでなければワンフロア化の話は経過理由になかったわけですから、もしちゃんと説明していただければ、そこは私、きょうの総括質疑におきましてしっかり確認した次第であります。その辺のところはいかなものかということをもまず申し添えておきたいと思います。

そこで、4、5について詳しくお伺いしていきたくと思いますが、部長の意思決定が迅速化するということが理由の1つだとなっておりますけれども、部が1つふえるということは組織が1つふえるということで、基本的には縦割りがふえるということになっていきます。他の自治体の傾向等を見ていると、近隣の自治体も含めて部は減る傾向にあるのです。実際に部を廃止した自治体も近隣の自治体にごさいます。先ほど職員1人当たりのということで答弁いただいた芦別市などは3部ですよ。赤平、歌志内につきましては部がありませんということになっておりまして、砂川市の近隣の自治体ではこうした形で組織がスリム化しているというのが流れなのかなと認識しております。それは当然ながら人口減少等の状況を踏まえて、組織の簡素化といった流れに時代の流れが動いているのかなとなっておりますから、突如として部がふえるのだと、縦割りをふやすのだというのは、突発的な行政需要が何かあるのだということであれば理解することもできると思うのですけれども、近隣の自治体に比べて何か特殊な、あえて部を設置しなければ対応できない、部長の意思迅速化を図らなければならないような砂川市特有の重要な情勢の変化があったのかということをお伺いしたいなと思います。

4、5に関係してなのですけれども、私は余り法律論というのはしたくないのですけれども、地方自治法を読んでいきますと、組織ということで158条に内部組織の項目がございます。それは平成15年に大幅に改正されて、各自治体の裁量権がふえたということなのですけれども、そもそも条文に、2項ですけれども、内部組織を考えるに当たっては簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮することが書かれておりまして、私に言わせれば、そのようなことをわざわざ総務省から言われなくても、私たち地方自治体でしっかりやるのだということだと思います。ちなみにそのときの通達を見ていきますと、ちょっと長いのですけれども、しゃべらせていただきますが、これは158条2項関係で当時の総務省自治行政局長が出した通知でございますが、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるよう見直しを行うとともに、既存の組織についても従来のあり方にとらわれることなくスクラップ・アンド・ビルドを徹底

することとされたい。このようなことをあえて国から通知されるまでもなく、私たちはみずからスクラップ・アンド・ビルドをしていかなければならないと、それが地方自治体の姿だと思っております。

そのような背景を考えながら見ていきますと、今般の組織再編、どこにスクラップがあったのかという話です。国の通知だから徹底しろとかと言うつもりはございません。このようなことは、国に言われるまでもなく我々自身が考えていかなければならないことだと思っております。そこで、お伺いしますけれども、砂川市においてはスクラップをしない、ビルドをしているのだと。ビルド、ビルドだと。そのような理由をこの時期に、しかも人口減著しいこの情勢の中、スクラップをしないでビルド、ビルドをしていくという、その理由をあえて今回4、5の関係でお伺いしたいと思えます。

また、4、5に関係してですけれども、部長がふえるということは、これは明らかにコスト増要因なのです。担当者が1人ふえたとかではないです。非常に給与の高い部長ポストがふえるということでありますから、先ほど理由の1つとして意思決定が迅速化されるということ、非常に抽象的なお答えだったと思うのですが、コストがふえるだけの補うような、迅速化以外に何か行政事務の効率化が図られるのか、その具体的な内容をぜひお伺いしたいと思えます。4、5の関係でまとめてお伺いしたので、4、5はそのようなことでお伺いしていきたいと。

それとプラス、市民ニーズのところはお答えいただいていたと思うわけですが。市民ニーズの部分なので、部長がふえることがどうして市民のニーズに応えることになるのかなと。私はよくわからない部分がありました。実際、市民の対応というのは窓口の担当者が行うものでありまして、部長が何人ふえようと市民の立場にはならないのかなと。市民ニーズということでありましたら、仮に市民ニーズはどうなのかという調査をしたとしますと、管理職を減らして現場の人をふやしてくれませんかというのが恐らく市民の本当のニーズではないかなと思えます。市民ニーズということであれば、何の市民ニーズに対してより一層迅速に対応できるのかなと。私も実は週末いろいろ市民の皆さんと話す機会があって、皆さん異口同音におっしゃられます。部長をふやすぐらいなら現場の人をふやしたらいかがですかと。ぜひ市民ニーズを把握するためにアンケートをとってはいかがですかと。私もそう思います。

それから、まだ4、5まとめてお伺いしますけれども、将来を見据えた効率的な行政機構の構築についてお伺いしたいのですが、何度も言うとおりの、人口減に対応して組織をスリム化していくというのが当然の流れなのかなと。それは、砂川市も含め各自治体はさまざまな努力をされているわけですが、その中で組織を大きくする選択。難しい業務がふえていて担当者が足りないというのはわかりますけれども、部局をふやすというのは、明らかに組織を大きくすることになります。組織をふやすということになぜこの時期に選択したのかと。もう一件ですが、将来を見据えた効率的な組織機構

の構築という提案説明だったと思いますけれども、部長をふやすことが将来を見据えた効率的な組織機構の構築につながるのかということのをいま一度詳しくご説明いただければと思います。

それから、6点目の行財政改革の部分についてお伺いしていきたいと思いますが、ご存じのように、平成に入ってから8年以降ずっと行財政改革ということで、名称はさまざまなものがあつたと思いますけれども、一貫して行財政改革を進めてきたというのが平成の時代の流れなのかなと思います。そこで、行財政改革の流れを見ていきますと、一貫していたのは、組織については簡素化、効率化の流れというのが一貫していたのかなと。かつての議論も見ていきますと、砂川市のような規模の自治体では、いっそのこと部を廃止したらどうかという議論も多々あつたかなと思います。今回のような新たな部を設置するというのは、平成に入ってから何十年と続けられてきた行財政改革の流れに明らかに逆行するのかなと思います。近隣の自治体では、先ほど私、例を挙げたところでは、部を廃止したところが既にございます。部の減つたところもございます。人口減少、少子化の課題というのはどこの自治体も同じでありまして、その中で各自治体は知恵を絞りながら組織機構の見直しということを不断に行ってきたわけでありまして、なぜそのような状況の中で、これまでの歴史の流れを覆すのか。部を廃止するという議論ならわかります。それにもかかわらず、なぜ部をふやすという結論に至つたのか、これまでの行財政改革との整合性について改めて伺いたいと思います。

それから、議案第20号につきましては、データのほうをお示しいただきました。これについては、1点目はわかりました。

それから、2点目の部分なのですけれども、私はてっきり提案説明を聞く限り、事務事業量に見合っていないから今回の定数増を対応されたのかなと思つていたのですけれども、事務事業量に見合っていないから今回の定数見直しを行ったのではないということと理解していいのかを確認したいと思います。

その他細かい点については、20号については後ほど委員会等で確認したいと思います。まずは、初回の再質疑ということをお願いします。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 全部をお答えするわけにはいきませんが、私のほうから大きなところでお答えをしたいと。

まず、機構の関係につきましては、一昨年ですか、庁舎の建設が始まつたときに、往々にして庁舎を建ててから機構をちよすようなことをするなど。事前に問題点があるのならそれを洗い出して、基本設計なりどこかに反映できるような段階のときに物事を考えなさいと。というのは、1つは、時代によって業務量は当然変わってくると。介護保険なりいろんな問題、または地方分権の中で国の事業がどんどん市町村においてくると。先ほども部長が言いましたけれども、うちの職員が多いかということ、昭和56年、土光臨調が始ま

るときから現業部門は全部民営化して、平成16年には職員の削減率が日本一だと言われた時代もあって、職員数の削減には取り組んできた。ただ、介護保険なり地方分権、そして私が市長になってからは地方創生、少子高齢化対策、定住化。全部の市町村が取り組んだわけではないですから。少子化、定住化は。中には財政難で取り組めない。人が対応できないというところもあると。

財政的には、私は行革を何回かくぐっておりますけれども、行革はただ落とせばいいというものではない。今ある事業が今のニーズに合っているかどうかを見直すのが本来の行革であると。だから、建物を建てるのをだめだという考えはありません。建てるのなら維持管理も考えて、照明とか電気を建ててからもったいないから消すようなものだったら最初から建てるなど。使われる建物だったら経費がかかってもいいのだと。それだけ市民が満足するのなら。行革というのは基本的にそういうものであって、単純に落とすというのは、いわゆる三位一体なり、段階補正の削減なり、平成10年、11年ですか、段階補正で1万人未満または人口の少ないところは落とすということで行革を始めたのが、私が実際やったのですけれども、第2回目は平成16年から18年に三位一体改革で、砂川市で5億円ほど交付税が削減された。これは地方にとっては衝撃で、夕張は潰れる。産炭地は大変なことになった。砂川市も、平成19年ですか、予算を組むときに、10億の基金があったのですけれども、5億繰り入れすると5億しか残らない。次年度組んだらなくなるのでないかと。そこまで地方は追い込まれたと。

私がそのとき決めたのは、何とか経常経費を落としながら持続可能な、国が交付税をちょいしても生き残っていくまちにしなければならないと。10年たったら経常収支比率は、私は何回か言っていますけれども、市の部で北海道で1位になった。基準的な収入と支出の差が、概算ですけれども、7億か6億ぐらいはうちは浮く計算になると。そうしたら交付税が多少落とされても持ちこたえるだろうという計算で財政を立て直してきた。ところが、ほかの市町村でそれがうまくいったかどうかといたら、ほかのまちのことは言いたくありません。なかなか厳しい状況にあります。地方創生のときに、人もふやさない、事業もしない、ある程度守りの姿勢でいくか、うちみたいに病院を持ちながらやっている市町村が、人を配置してでもそれに打って出て効果を出していくか。生きるか死ぬか、そのまま衰退していくかの境目のときに私は、人をふやしてでも将来につながる基盤をつくるべきだと。そして、財政力は持たせてきた。つくってきたと。

総務省はあれは間違いだったと言っていますから、あそこまで交付税を落とすことはないでしょうけれども、それに耐え得る基盤をつくったから私は地方創生のときに、高齢者の見回りも、うちの職員15名が1年半かけて全部回ってデータをつくらせた。これは人数がいなかったらできないのです。自治法部分もふえてきている。高齢者もその対策をしなければならぬ。少子化もやる。少子化を1つずつやるたびに保育所の2子目を無料にするとしたら膨大な事務量が伴う。要するに給与水準によって分かれる面倒くさい基準

を国がとっているために、それに合わせて砂川市でやっているとかかなり作業量がふえてくるとか、現場の職員の負担はすごくふえてきていると。特に福祉のほうの、いわゆる介護を含めて高齢者のところ、それから少子化を預かる部門というのは膨大に仕事がふえたと。それを実施して効果を出すためには最小限の人数は必要ということでふやしてきたと。今の市民部長の業務量というのは、かつてでは考えられないぐらい異常な状態にいます。それが本当に、庁舎を建てる時にこのままでやっていっていいのかと。

それともう一つ、国民健康保険の問題があるのですが、国民健康保険、道に移管するからうちは全部なくなるのかと聞いたら、現実にはそうではなくて事務は残ると。今総務省が言っているのは、議員もご承知だと思いますけれども、日本の医療費をどうやって抑えようかと。黙っていても1兆2,000億ずつふえていく社会保障費の中の医療費の占める割合というのはすごく大きいと。内閣府もそうなのですが、総務省にげたが預けられているのは、医療費を抑える政策を出せと。ただし財務省は、新規事業はだめだと。新規の事業で医療費を抑えると言ったら支出が伴うから難色を示している。総務省が今考えているのは、国民健康保険の中でそれを差別化できないかと。私は、地方交付税の中で医療費を削減した自治体のほうに厚く手当てしたらどうだという提案はしているのですが、今考えているのは、国民健康保険の中で努力したところとか削減したところの差別化はできないかということで検討しているということは、業務量もふえてくると。

それと、もう一つは、これは従来からあって、今までちょさなかつたのだけれども、税務課と国保の連携は、国民健康保険で密なところがあると。それを一緒にするかしないかというのは議論の分かれるところで難しいところですが、私は、今の部長の業務がこんなにひどいのだとしたら、分割してでも効率的にやれる方法を探せと。国保はそんな簡単でない時代に入ってくるぞと。医療費の問題で。そういう状況があるから、それも踏まえて、2年前ですか、副市長に検討してくれと言って、それで中身でいろいろ検討した結果なのだろうと。

名称のほうについては余りこだわりのものでもないし、市民部が一番わかりやすければ市民部でもいいのかもしれませんが、残念ながら中身がいろいろ、あれをつくったときはすごい業務量とか中身が変わってきているので、ある程度市民が見て、ここだったらいわゆる保健と、保健というのは健康保険ではなくて健康のほうの保健と、保健の比重が今、経常経費を落とすのに特定健診の率を上げながら60まで持っていかうと。要するに北海道のトップクラスまで持って行って経常経費を落とすようにしようと努力している最中ですから、その努力もあるからうちの経常経費も落ちてきたというのが結果的にあるのですが、そういう比重が増しているところの福祉と保健。ただ、介護まであるから、介護も入れていたら高齢者もどうするのだとかみんな入ってくるので、ある程度長くならなくてというところなのだろうと。私は聞いていませんけれども、恐らく長い間事務をや

っていると、そういうところをイメージしたのだらうと思っております。

人のためとかどうとかではなくて、今やるべきことをきちんとやろうとしたら、そういう体制がなかったら、係で済むのなら課長も部長も誰も要らないと。副市長も要らないかもしれないという話にはならないわけで、職階制で、武田議員も道にいたわけですから、道は大変な財政難で縮小、縮小ですけども、砂川市は何とか危機的な状況は脱出しながらここまで、要するに私のやろうとしたのは、事業実施と財政の健全化と。だから、批判覚悟で私は、ゴルフをやっている人には申しわけないと思った。だけれども、毎年3,000万、4,000万つぎ込んでいって、最終的にその責任は誰がとるのだと。将来の人にそんなツケは回したくないと。だから、私の時代で断ち切るという決断をしたと。

私の頭の中には、市民が見えないところでやっても、私が出ていってまちの中でしゃべればいいと。そして理解してもらおうと。とにかく守るための手段をどうするかというのを念頭に置いてやってきて、部長がどうのこうのとか名称がどうのこうのという問題ではないと。枝葉に行き過ぎて細かいところを言っているのではないかと。もっと議員さんは本質のところに行って、そこを見てもらって論議してほしいなと。名称がどうのこうの、部長をふやしたからおかしいのではないかと、私は全然そんなことは思っておりません。

〔何事か呼ぶ者あり〕

ちょっと黙ってください。ただ、しっかりわかってもらわないと、論点がそういうところに行くと、聞いている人がそうかなと。私の聞く市民と武田議員さんの聞く市民とはどうも違うみたいですけれども、私はそういうところを直接言いながら信頼を得てやってきているつもりでいます。

おおむね私の言える範疇は。あとは総務部長のほうから。もし答弁漏れで市長というのであれば再度出たいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 それでは、私からも質疑いただいた部分をお答えしていきたいと思っております。

執行方針の関係は、今市長からも話があったかなと思うのですけれども、組織が変わることが重要でないということではないですし、ただ、市政執行方針、30年度の市政を行う上で、ありとあらゆる事務事業をやっていきます。新しい事業もやっていきますという中では、ここまでは執行方針には触れなくてもというところの判断があったということのご理解をお願いしたいと思います。

それから、機構見直しの経過です。これも今ほど市長がおっしゃいましたけれども、トップダウンという言い方はよしあしあるかもしれませんが、ただ、指示があつて、それをどう考えるかというのは下の者の務めでございます、長い時間かかる部分もあります。それから、まさに市民部の事務事業が多くなってきている。これも市長が触れておりましたけれども、そういう中で、どういう方法がいいのかというところを十分検討した中で、機

構等を所管しているのは総務部でございますので、総務部内、総務課を含めて部内で検討しながら、結論として今回出させていただいた市民部の分割と税務課の総務部からの市民部への移動ということでございますので、その辺もぱっと考えてやったということではないという部分をご理解をいただきたいなと思います。

それから、名称の関係です。名称の件、いろいろご意見、当然あると思います。他の市町村で保健福祉部があって、それを所管している福祉事務所と言われる福祉六法を担当する福祉事務所、それから高齢者等々をやる部分などが保健福祉部、それから健康センター等々が多く保健福祉部の所管になっているところがあります。他の市町村でそれをやられているというのは、それを市民に向けて部制をしているわけですから、そののまちの市民にとって保健福祉部という名称を使い続けているということは、一定程度理解がされているのだらうと思います。砂川市における保健福祉部というのは、今までとったことはございません。ただ、市民部を分ける中で、市民部ともう一つ、福祉事務所とプラスアルファの部分の名称を考えたときには、市民部と保健福祉部という分け方が最も、今の段階ではいいのではないかと。

昔の話、平成10年当時のお話もしておりましたけれども、市民福祉部が市民部に変わった経過というのは、福祉の部分がなくなったわけではなくて、数多くあった。介護保険もふえた。そんな中で、市民福祉部というくりがいいのか、ただ長いだけでないかという論議もあったように聞いております。それで、すっきりとした市民部にしよう。ただ、市民部にすると、市民に関する部であればどこからどこまでやるのだという議論もありましたけれども、二文字の部のほうがすっきりするだろうという論議もあったように聞いています。今回の名称については、はたから見てわかりやすくなっているのではないかとという提案側としての思いでありますので、その辺はご理解いただきたいなと思っております。

それから、ワンフロア化の話が突然出てきたというお話がありましたけれども、これも今ほど質疑があったので、今後も含めて、部、課、係の部分も含めてワンフロア化の話もあるので、これから必要な部分がありますよということで、ワンフロア化ありきで機構の見直しをしたわけではなくて、今後の部分も含めてワンフロア化もあるので、この後組織については、部は今、当然改正させてもらいますけれども、課、係についてはこの後も随時見直しはしていかなければならないという思いで答弁をさせていただいたところでございます。

それから、スクラップ・アンド・ビルドのお話がありました。平成10年からいろいろ行政事務が変わってきている部分もあります。平成16年、19年の行革もあります。ただ、そのときそのときに応じた時代背景をもって業務を増減しておりますし、企業立地推進室という部署があったところを一定程度整理したこともございます。それはスクラップの部分だと思いますけれども、ただ、部をなくしたからといってその仕事をなくしたわけ

ではございません。企業立地推進室に関していえば、企業立地というものを、企業誘致は難しいですけれども、今も実際続けているところがございますので、あの部はなくなっても事業は進んでおります。

今回、部がふえた部分についても、1つの部がふえて、何十人も1つの部で事業を新しくするのだというところではなくて、1つあった部を分けて、風通しがいいと言うと風通しが悪かったのかと言われるのであれですけれども、部長に進言する部分の幅が狭くなって、判断もつきやすい。これは市民サービスにも当然つながってくるものだと思います。1つの事案に対していかに処理をしていくかというところで、窓口で処理している部分は窓口で、人数が多ければいいですけれども、それだけが仕事ではございませんので、長期的な視野、それから今現在やっている事業はどうかというところを判断するのも部長の立場ではしていかなければならないというところで、非常に広範囲な判断をしなければならないとすれば、後々は市民サービスの低下にもつながるかもしれませんので、そんな部分では、先々そういう適正な人員配置をすることが市民サービスの向上にもつながるのではないかと考えております。コスト増については当然、定数にもかかわりますけれども、人がふえると全体的な人件費というのは上がってしまいますけれども、それ以上にこの機構のままでという問題意識の中での発案でございますので、その辺はご理解を頂戴したいなと思っております。

それから、行政改革の部分でも将来を見据えての効率化というお話をずっとしているはずだがということだったと思うのですけれども、これも先ほど話をさせていただきましたけれども、組織機構、市長の直近の部署については条例改正でございますけれども、それ以下の課、係については規則等々での改正になっております。当然、そのときそのときに応じて課を廃止、先日でいえば庁舎推進の課を新たにつくったという、それは目的があってつくりました。それから、係を新たにつくる。今回、建築のほうに住生活の支援をする係をつくりました。それはまさに新たな部分を、今までやっていた係から飛びはねて、飛び出して専門的にやっていきましょうよということの毎年毎年の事務事業の要件に基づいて機構を見直してきているわけでございますから、これは行革があるからということではなく、ずっと続いていることということでご理解を頂戴したいなと思っております。

それから、定数の関係でございます。定数のほうについては、数少ない中での数字で今までもやっていますし、これからも考え方は変わらないと思います。一過性の時間外というのは当然ある部分があるのでやむを得ないところもありますけれども、新しい事業、新しく国から権限移譲があつて業務がふえてきたというところは、長期的に人数が足りない部分については今までも配置してきていますし、それが定数増の原因にもなっております。また、実際その事業が終われば、その分の職員数というのは減っていくものでございますので、その辺の、例えばですけれども、庁舎建設、今4人でやっておりますけれども、庁舎建設が終わった後には当然その部分というのは管理業務を除けば必要なくなるわけです。

から、それはその時点で職員の数は減っていきますので、職員の数についていえばまさにスクラップ・アンド・ビルドということで、事務事業に応じながら増減させているというのが実情でありますので、その辺もご理解を頂戴したいなと思います。

もし答弁漏れがあれば、指摘いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員の3回目の総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時06分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

武田真議員。

○武田 真議員 それでは、今ほど市長のほうから過去の経過を含めて大きな話を伺ったわけですが、私は仕事柄、細かいことをお伺いしていこうかなと思いますが、まず市政執行方針ということでありますけれども、先ほどの市長のご説明によりますと、将来を見据えた組織機構が将来的にはあるようなご答弁だったのかなと思いますが、そうであるならばなおさら市政執行方針に市長のグランドデザインを本来記載すべきだったのかなということを感じております。それは市長なりが判断すべきことなので私が言うべきことではないかもしれませんが、先ほどのご答弁をお伺いしている限り、大まかな将来構想の一端だということであれば、そのスタートである今般の部の再編、本来は載せるべきではなかったのかなと思っております。

続きまして、項目が多岐にわたって、私もなかなか整理が難しいのですが、検討経過ということでお伺いしたところで、先ほどワンフロアの話が何度か出たと思うのですが、どうも聞いている限り、部長のご答弁と市長のご答弁がうまくかみ合っていないのかなという印象を受けております。市長は、将来に向けて確実にそれを実現するのだということで今回の発議といいますか、検討を指示したというお話でありましたが、一方、部長の答弁では、そんなことは今すぐやらなくていいのだという、私の言い方が悪いかもしれませんが、私はそういう印象、言葉は正確ではないかもしれませんが、今すぐ実行すべきではないというご答弁であったかと思っておりますけれども、その辺の整合性について、検討経過について改めてお伺いしていきたいなと思います。

3点目の保健福祉部の話の名称については、これは幾ら話しても平行線になっていくしかなないので、いずれにしても今回の名称変更で受けた考え方では結局議論が不十分なのかなと。保健福祉部がベストだという認識は確かに行政側からの認識かもしれませんが、利用している市民からしてみれば、今までこうしていたのにどうしてこうなったのだというのは当然出てくるわけですから、その辺、上から目線の機構改革と捉えております、今回は、名称にしても、私たちがいいと思うからこうなのだというのが、そういう意図があるかどうか、ある、なしとさえいえないということだと思っておりますが、私からしてみれば、

こういった部分の名称変更の部分、一体市民の目線はどこにあったのかなということが非常に気になりまして、そういうことはないと言うとは思いますが、名称ありき、市役所決定の名称ではないかと思うので、その辺の考え方を改めてお伺いしたいと思います。

4点、5点はいろいろ論点が交錯してきてしまいましたが、具体的な効率化の部分では、ワンフロアの話ともダブるところですけれども、事務の効率化というのを考えていくと、先ほどの市長のご答弁で社会福祉関係の業務が非常にふえてきたというのは、それは私たちも当然認識しているところであります。そういうことというのは各自治体共通した悩みだと私も認識しております。そこで、他の自治体の状況等はどうなっているのかと見ていきますと、組織ありきとは言いませんけれども、わかりやすい例では例えば子ども未来課という子育て支援専門のセクションをつくるか、そういったわかりやすい形での市民ニーズへの対応ということがなされている自治体が最近ではふえてきているかなと思っております。そうであるならば、私は別に現状に対応するための組織体制見直しは絶対許さないというわけではありません。誤解なきようにいえば、結論として部の再編が必要になるのだということは当然だと思っております。

その議論の過程、プロセスなのですけれども、現状の事務事業を見直していくと。それで、例えば現状の課、係の体制が現状に対応していないのだという議論であれば、私であればそういった場合の組織機構の見直しはどうあるべきか。他自治体の状況のように、子育て支援専門の対応課をつくる、それは政策と組織というのが一致して、わかりやすい展開だと思えます。今回の組織と施策の展開はわかりやすいのかといえば、決してそうは見えないのです。一見して、ただ単に部を分割して、課を入れかえしていると。事務事業については一体どこを見直したのかというのが私にはわからなかったのです。今回の改正に従って事務事業を実際見直したのか、今回の再編に当たって課単位、係単位の業務内容も具体的にどのように見直したのかということをお伺いしていきたいというのと、また話は戻ってしまうのですけれども、課単位での仕事レベルは見直さなかったのかというのと、そもそもなのですけれども、市長の考える将来のグランドデザインと申しますか、将来構想をお伺いしている限り、別に部にこだわる必要はないのかなとさえ思うわけです。

他の自治体でもありますけれども、副市長を2人置いてフラット化するということでさえ目的をかなえるための手段としてはあるわけですから、あくまでも政策実行のための手段にすぎないと。組織というのはその程度のものだと。このような言い方がいいか悪いかは別ですけれども、実行のための実行部隊、組織というのはあくまでもその柱となる背後にある戦略を実行するための手段にすぎないと思っております、それが部であるのか課であるのかグループ制なのかといういろんな議論がある中で、それをどう選択していくかということになっていくと思えます。せっかく市長が大きなグランドデザインを示していただいたわけですから、本来であればそのような課とか部とか枝葉末節な話ではなくて、もっと大きな話でもいいのかなと。私は、提案説明をぼんと受けたときに、一見して、ただ

単に部をふやしているだけにしか見えなかったと。当然前提で、事前の相談がなかったと言っては言い方が正しいかどうかわかりませんが、それを検討する余地がなかったわけです。我々には。結論しか出ていない。部ができます、どうぞよろしくお願ひしますと言われても私たちは困惑するというわけで、背後のグランドデザイン等が見えない限り、ただ単に部をふやしただけだと。頭でっかちの組織がふえているのだと。

先ほど市長のほうから武田真の話している市民は云々という話がありましたけれども、それは市民には多様な考え方があるということで、市長を全面的に支援するという市民だけではなくて、市内には多様なご意見があるということで、私、直接、週末、意識の高い市民と話す機会があったわけですが、必ず出てくる言葉は、まず人口減少していると。その中で人をふやすと。定数の話はしませんけれども、部長ポストがふえると。それが本当に正しいことなのかと。多くの市民にとっては、これまでの行財政改革の流れというのが印象に残っているのだと思いました。非常に厳しい状況であったと。さまざまな補助金等減らされて、苦しい中でここまで来たのだという状況があるわけですから、その前提を踏まえて今般のこのような話が突如出されると、どういうことなのか、武田真さんと。今まで市民の皆さんはいろいろ我慢してきたと。にもかかわらずここに来て、私の言葉ではないので議会の品位を侵すかもしれませんけれども、これは単なる市役所内のお手盛りではないかということも直接言われまして、私も反応に苦慮するということが週末に実際ございました。

市民の多様な意見もありますし、今般のような頭出しの仕方をされますと、市長が幾らこれまでの経過等をご説明いただき、将来的なワンフロア化向けのグランドデザイン等があるのだということをおっしゃられましても、市政執行方針には何も書かれていませんし、言葉だけ、文章だけ見ていけば議案第16号、20号ということで出てくる中で判断するしかないですから、多くのこれまでの経過をよく知る意識の高い市民にとってみると、それは単なる、ちょっと景気がよくなったから内部でお手盛りしているのだろうという批判があってもしかるべきなのかなと。そういった市民感覚、市民感情は無視するべきではないと。我々議員は常日ごろ市民と接しているわけですから、直接そのような言葉を受ける機会が多々ございます。たまたまきのう、週末ということで時間があって、いろんな人と会う機会があったわけですから、意見を伺う機会があったわけですが、直接的に我々議員にはそのような形で言葉がぶつけられるわけでありまして。それが恐らく市民感覚、市民感情ではないかなと思います。

ですから、それは市長が言う武田真議員の市民が云々という話にも関係するかもしれませんが、多様な市民の意見がある中で、どのような機構改革もそうですけれども、最終的にはどのような機構改革、行政改革も、市民の立場、市民の視点に立ったものでなければどのような改革も正当性が得られないと認識しております。どんなに将来こういふことを考えている、グランドデザインがあるのだと言われても、直感的に納得できな

いということになると正当性に欠ける議論になっていくのかなと。最終的には、何度も言うとおりの、市民の立場、市民の視点に立った機構改革。ちょっと戻ってしまいますけれども、私が名称変更にこだわるのはその部分にもありまして、私たち行政がいいと思って、よかれと思ってこうやっているのだというのは、それは市民にも直接伝わりますから。市民も直感でわかります。そういうことは。上から目線で傲慢なやり方でないかということは、それは市民の皆さんは直感で反応するわけでございます。

そして、今般の機構改革全般についていろんな理由等をご説明いただいたわけですが、最終的な市民感情、市民の視点、これまでの厳しい経過の中であった市民の感覚というのは重要にしていきたいなという認識でありまして、そこは市長と議員の立場の違いなのかなと思いますけれども、取りとめのない議論になった部分もありますけれども、その辺の部分の市政執行方針と市民感覚の部分ですか、あとは部、課、係単位の見直しはしなかったのかという点になるのかなと思いますが、最後の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 それでは、何点か私のほうから。

私も事務から上がって長いものですから、感覚的には介護のほうの古いところの事業は何年も前から進んでいると。税務課が移行しただけで、個々の問題とかはいろいろあります。でも、政策的な意図とすぐ結びつかないものだから、新しい部をつくって、市長の思い入れでこんな政策をするのだというのだったら書くけれども、この分野で書くのだろうかということは私は思っていました。ただ、きょうのいろんな質疑をしている中で、そうであっても国保の問題とかいろんな課題があるということはある程度書き込むことは、確定ではないけれども、今そういう動きがあると。だからこうするのだというのは書き込んでよかったのかなと思っております。後の話で遅いのですが、それはやりとりの中でそういう手もあるのだなと思ったところでもございます。

それから、細かい話ですが、子育て支援課の話は、三、四年前に私、一括してできないのかと検討したことがあるのですが、どうも文科省と厚生労働省の縦の系列があって、それをやってしまうとかえって人がふえるということがあって、よほどまちの規模が大きいかよほど小さいとできるのですけれども、中途半端だとかえって難しい面があって、一回断念したことがございます。ただそれは、だからといってやめたわけではなくて、常に検討していかないといけない事項。本当は1カ所にしたほうが効率的で、市民からもわかりやすく、一体で管理できるのですけれども、なかなか人のほうがふえてしまうという縦割り行政の変なところがございまして諦めた経過がありますけれども、またそれらも踏まえて今後とも考えていかないとならないかなと。

ただ、武田議員さんにわかってほしいのは、ほかのまちのことは私どうしても言えないのだけれども、金がないために負のスパイラルにどんどん落ちていって、人はふやせられない、新しい事業が来てもやり切れない、金も人もいないというところに落ち込んでいく

のを私は一番恐れています。だから、財政を何とか10年かけて、もたせるのだという思いで19年から29年にかけてここまで持ってきて、ある程度やれるようにしたと。負のスパイラルに落ちないためにはある程度、地方創生で国の金 coming している間、また単費をつぎ込んででも、人が多少ふえたとしてもやるべきときにやって、しっかり将来に足場を残していく、今がその時期だと私は踏んでいますので思い切ってしまったけれども、人がそのまま推移するかどうかは、そのときの財政状況とにらみ合わせながらまた考えていかなければならないだろうというところをご理解をいただきたいなと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 執行方針のほうは、今ほど市長からお話があったとおりでございます。

課の見直しも今市長が触れておりましたけれども、1回目の答弁からお話ししているとおり、課、係、不断の見直しをずっと続けているところでございます。今回の条例については部の分割というのがメインでございまして、市民部は市民部で残りますけれども、市民部の中から保健福祉に関する部分について保健福祉部という新たな部をつくりますという条例でございまして、その辺はご理解を頂戴したいなと思います。

名称について、1回目の質問、答弁漏れだと思います。アンケートをしたらいいのではないかというお話がありましたけれども、アンケートをする、しないについては物によると思いますけれども、組織の名称でアンケートをするというのは、行政側からすれば少し恥ずかしいアンケートになってしまいそうな気がしますので、この辺は内部で他のまち等々の状況を考えながら出たものでありまして、上から目線と言われるのは非常に困るのですけれども、決してそんな上から目線をしているわけではございませんし、福祉、保健に対する部分として1つの名称として選択したのが今の名称でございます。

それから、こうなったプロセスの部分も先ほど2回目で市長が話していたとおりです。市長から話があって、総務部内で検討しながら進めてきたところでございます。全部のところ準備段階から話をするとまとまるものもまとまりませんので、機構を担当する総務部内で、どういう方向がいいだろうか、そして今現状対象となっている部、課についてはどうだろうかという意見を伺いながら、総体の成案として今回拾ったものでございます。課、係についてもその際いろんなお話をいただいておりますけれども、今回については部の分割というところをメインで取り上げさせていただいたということでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 (登壇) それでは、議案第28号、砂川市企業振興促進条例について大きく3点ほど総括質疑を行います。

初めに、1点目は、今回の条例改正に伴い植物工場も助成対象に含めるということになり、新たな経済的投資を促すきっかけの1つになるものと考えます。植物工場については、大型植物工場について経営的伏線もあるように伺っていますが、最近では課題であった物

流の改善や技術革新によるコストの低減などにより、中小規模の植物工場については年々増加傾向にあることに加え、早い段階より北海道や民間金融機関も植物工場への投資を促し、積極的拡大に取り組んでいます。それらを考えるならば、今回の条例の一部改正に当たって、植物工場投資への機運を高めるためにも、外部機関との連携をどのように考えているのか。

2点目に、条例の改正により助成制度を創設したことが広く市内外の企業に浸透して助成制度を利活用した植物工場が市内に建設されるためにも、幅広くPRしていくことが大切であると考えます。植物工場は、計画的生産に加え、天候不順による作物への影響が少ないことなどを考えると、従前からの企業誘致に加えて、今後の企業誘致活動の中でも可能性を十二分に秘めているものです。条例の改正後には積極的に市内外へのPR活動に取り組んでいかなければならないと考えますが、対外的なPR活動に加えて、市内における経済活動の活性化に寄与させるための方策についてどのように考えているのか。

3点目に、今回の条例改正においては新しい助成として植物工場を対象に加えていますが、最近では大きな技術革新により、屋内において淡水魚、海水魚の陸上養殖施設を建設し、内陸においても水産資源の生産が可能となっている例も全国的に見受けられます。水産資源の確保は世界的な課題にもなっており、もしこれらの確保についても市内で産業化できるのであれば、全く新たな企業振興と捉えることも可能です。現実には海から遠く離れた内陸においても例えばエビやカレイ、トラフグ、マグロなどといったものが養殖できる施設が稼働しており、商業的に出荷されている例があります。今回条例の改正を行うのであれば、そういった施設ができるかどうかの別は他の企業や産業についても同じものですから、陸上養殖施設についても助成対象に含めることも考えるべきではなかったのかと考えますが、市の内部では協議、検討されていたのかについて伺います。

次に、議案第29号、砂川市中小企業等振興条例について3点ほど総括質疑を行います。

初めに、今回の条例改正に伴う助成については、従前より継続的な創業に向けての相談を受けることや創業にかかわる知識がある者が対象となるとされています。助成を受ける前段階として創業にかかわる知識を十分に得てもらうためには、助成を受けようとする方の自助だけではなく、行政としてもそのためのバックアップなどの体制については考えていかなければならないと考えますが、今条例の改正を機に、それらを従前以上に充実したサポート体制をとることができているのか、またどう考えるのか。

2点目に、創業者の販路拡大事業や売り上げ拡大事業に対する助成が今回の条例改正では盛り込まれていますが、市内経済活動の活性化には、これからの創業者だけではなく、既存市内企業の活性化についても同じように考える部分が存在すると考えます。条例の文言だけを見ると、この条例によって助成を受ける創業者のみが販路拡大や売り上げ拡大事業に伴って受けられる助成について、既存企業に対する助成との関係において、そのバランスについてはどのように考えているのか。

3点目について、この助成制度が創設されたことに伴って、この助成制度が十分に利活用されるためにも、対外的な周知、PR活動について現在のところどのように広めていこうと考えているのか。

以上のことを伺いまして、演壇からの初回の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君（登壇） 私から議案第28号、砂川市企業振興促進条例、議案第29号、砂川市中小企業等振興条例について順次ご答弁させていただきます。

初めに、議案第28号、砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例についてでございますが、初めに北海道や金融機関との連携についてであります。北海道では北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図る市町村連携促進分野として植物工場を対象業種としております。助成の条件として市町村が行う立地助成措置の対象であることとしており、砂川市企業振興促進条例での助成との重複助成も可能であることから、北海道の担当部局との情報共有を図ってまいりたいと考えております。また、金融機関においても植物工場に関係する企業等とのつながりも考えられることから、制度の周知への協力や情報提供について依頼するなど、より緊密な連携を図ってまいりたいと考えているところであります。

続きまして、PRによる市内経済活動の活性化についてであります。平成30年度において企業誘致にかかわる助成制度のパンフレットの策定を予定しているほか、市のホームページにて業種の拡大について掲載する際、道の制度と関連づけて、さらに有利な条件で立地が可能であることをPRしてまいりたいと考えているところであります。また、工業団地を視察した企業の中には植物工場の運営にかかわっている企業もあることから、訪問等を行う中で誘致活動を行うとともに、その他の植物工場を現に運営する企業の情報収集を行い、当該企業へは市の助成制度の周知を図り企業誘致に結びつけることで、市内経済活動の活性化を目指してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、魚類の養殖施設を対象に含めるべきではなかったのかについてでございますが、近年魚類の養殖施設を内陸部に建設し生産を行っている事例がございますが、技術面や経済面、施設建設の適地の有無や受け入れの体制が確保できているのかなど、市といたしましても未知の部分が多く、また企業立地のニーズがあるのかなど、今後調査研究が必要な分野であるものと考えております。今回は植物工場施設を対象に加えたところでありますが、魚類の養殖施設につきましても、砂川市に誘致が可能で、経済的効果が高いと判断された場合につきましては、対象施設に含めることを検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、議案第29号、砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例について、初めに創業者へのバックアップ体制についてでございますが、今回の条例改正においては、特定創業支援事業として実施する事業に出席し知識を習得するとともに、砂川市創業支援事業

計画に基づく継続的な相談を通じて、市が創業に係る知識を習得したと認定した者を対象としております。創業者へのバックアップ体制といたしまして、創業支援事業計画に基づいて商工会議所、金融協会、新砂川農業協同組合、商店会連合会、中小基盤整備機構、市が連携しながら行っていくこととしており、現在においても十分そのバックアップ体制が確保されているものと考えているところでございますが、北海道よろず相談支援拠点など、創業者にとって必要な相談機関等があれば、さらなる連携を図り、体制の充実に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、創業支援に対する助成と既存企業に対する助成のバランスについてであります。今回の条例改正における創業者への助成に関しましては、創業後の販路拡大や売り上げ拡大への悩みを解消し、持続可能な経営に結びつけるよう支援することを目的としております。既存の事業者への販路拡大等に関する助成に関しましては、砂川市中小企業等振興条例に基づき、地場製品の研究及び新製品の開発事業に対し50万円を限度として費用の100分の50以内を助成する制度や、運転資金、設備資金に対する融資のあっせんや信用保証料、利子の補給などがございます。また、北海道よろず相談支援拠点による専門家による相談なども行われており、創業者も既存の事業者も持続可能な経営になるよう、既存の制度の中で継続的な支援が図られているものと考えているところであります。

次に、周知、PR活動についてであります。創業者への助成制度の創設につきましては、市のホームページに掲載するとともに、昨年9月から12月にかけて商工会議所が主催し実施した創業セミナーへの参加者へは直接説明を行う予定であります。また、市の助成制度につきましては、既存の事業者を含め周知が図られるよう、商工会議所や各金融機関と引き続き連携し、助成制度のPRを図ってまいりたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 この後予算審査特別委員会もありますので、総括質疑は大まかな観点からお伺いをしたいと思います。

まず、議案第28号でありますけれども、今ほど答弁をいただきまして、他の市以外の機関との情報共有等、連携を図っていききたいということなのですが、今回せっかく植物工場を条例の中に入れていただいたというのは非常に大きな意味合いがあったのかなと思っております。というのは、少し時期はさかのぼるのですが、名称を出してもいいと思いますが、民間の金融機関というのは北海道銀行さんのほうですけれども、北海道銀行さんのほうで、北海道内の植物工場の進出だけではなく、地理的な環境から考えると、ロシアの極東地域あるいはサハリンにおいても事務所を開設して、植物工場の後押しをしていると。これは、道経連の前々会長になるのですかね、前会長になるのですかね、北海道電力の会長も務めた近藤龍夫さんが特に植物工場に関しては力を入れていて、その話に興味を持ち、北海道としても力を入れていかなければならないとって北海道の産業振興条例の中にもこれを入れたのが今の高橋はるみ知事であります。

ですので、北海道としても、これだけ天候が不順になったり、冬期間は食料の安定基地といいながらも、札幌なんかを見ると食料の一大消費地が変わっている。それが植物工場で生産できることになると当然、九州や道外から来る、あるいは世界各国から来る葉物野菜ですとかそういったもののコストを下げることは、消費者の生活にも寄与するわけであります。ですので、草創期と言うと語弊があるかもしれませんが、草創期から随分と時間がたってきて、さまざまな角度からいろんな技術が検証されたりコストが検証されてきて、ようやく商業化ベースに乗ってくるといったところの話も聞いておりますから、道も今の知事がまさに肝いりで一生懸命やっていることでありますし、北海道を代表する金融機関である北海道銀行さんのほうでも、そういう活動を北海道内だけにとどまらず外国ともやっついこうといった機運を高めているところもありますので、先ほどは情報の共有を図ってまいりたいということもありましたけれども、それだけではなくて、今北海道内では、北海道大学のほうでもそうですし、北海道の経済産業局のほうでもそうですけれども、いろいろな植物工場に関するセミナーといったものを開催しております。ですので、情報共有を図るのであれば、市民の皆さんや事業者の皆さんに単に周知するだけではなく、まずは市の担当者がそういったところに出てしっかりと最新の情報や知識を把握しなければ、事業者さんや植物工場を考えている方にお知らせすることはできないわけでありますから、そういった取り組みも、条例をつくって終わりではなくて、そして市民の皆さんにお知らせをして終わりではなくて、職員みずから研さんしていこうという気構えを持っていただきたいと思っておりますけれども、その辺についてはいかががお考えになるのかお伺いをしたいと思います。

それから2点目に、今までも一生懸命市の担当者の方が企業誘致に取り組んでいらっしゃるという姿は、先ほど答弁に出てこられた経済部長、さらには市長、副市長を先頭にとというのはよく拝見しているのですが、こういう時代ですから、企業さんと会ってお話をするところまではできても、いざ砂川に新しい業種の工場を建てようとか、あるいは支店を出そうとか、または本社を移そうかということになってくると、営利企業ですから、企業は利潤を追求して、従業員の生活を守っていかなければならないということもあるので、なかなかこちらの行政の言い分だけでは話は聞いてもらえないところがあります。

しかしながら、先ほどの1点目の質疑にも関係しますけれども、そういつて市だけではなく、いろんな金融機関や北海道という広域的な自治体も力を入れて支援をしている中であっては、また冬の北海道の特殊性を考えるのであれば、これは今後大きなビジネスチャンスになる可能性は出てくると。そういったところも、道外の企業に回られたときには、砂川市だけではなく、砂川市の周りには応援してくれる金融機関や行政組織があるといったことも一緒にセットになって周知活動を続けていくことが必要であると思っておりますし、今まで回ってきた企業で、その企業さんがやっついっしやる業態だけではなく、植物工場

というのはあらゆる業種の方が異業種参入という形で入っている例もありますので、そういった取り組みも紹介するとかして、すぐにはもちろん物事が動くとは思っておりませんが、最後は人と人の顔つなぎと、何回も足繁く通って、そしてその会社の考え方が変われば、あるいは制度の充実や、その先にはもっとビジネスチャンスが広がるのだということであれば、一番最初にか、長い間人間関係を構築してくると、砂川の地をほかのライバルの地ではなく選んでもらえる可能性も出てきますので、今後の企業誘致には、せつかく条例を改正して、こういった1つの新しい施設が入ってきたわけでありますから、そういった取り組みもやってきたのだというPRもしていただきたいと思うのですけれども、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

それから3点目に、養殖工場なのですけれども、道内では冬のハンディがあって、まだ大きくは見られていないのですが、さりとて水産資源が枯渇しかかかっていて、世界的に例えばクロマグロですとかエビですとかそういったものが日本国内、世界的には獲得競争に入っていて、日本の食卓、消費者の家計にも影響を及ぼしているというのは、これは事実でありますので、これから養殖工場がもっともっと技術革新をしてコストを下げれば、内陸であっても海水魚であっても淡水魚であっても生産することが可能になる。それはひいては、新規に砂川の産品につながる可能性がある。

2年前でしたか、私は岡山のほうに政務活動費を使って行政視察に行っていましたけれども、岡山理科大学というところでは好適環境水という水を使って、その水で淡水魚、海水魚を屋内で養殖できると。実際にエビを養殖して市場にも出荷しておりますけれども、そういった研究がどんどん、どんどん実用化されてくると、北海道の内陸部であってもそういった水産業を起こせる可能性もあると。現実に視察に行ったときにお話をお伺いすると、全国の山合いの自治体、海のない自治体から問い合わせがあって、担当者の方がぜひ岡山理科大学の先生に来て講演をしてほしいと。この近隣では三笠市が3回、4回と足繁く通って、実際に三笠市に来ていただいたこともあるという話を聞いております。

最初から可能性を排除ありきでは物事は進んでいかないわけでありますから、草創期は確かに行政で税金を支出するとなれば慎重に考えないといけないということは重々承知しておりますので、その辺も、近隣の自治体がそういう動きをしているのであれば、これから調査研究をするということでありましたので、ぜひともそういう民間の研究機関や公的な研究機関等のほうにも訪問しつつ情報収集をして、環境が整えば今回の助成条例の対象の中に植物工場と同じように加えていただきたいと思うのですけれども、調査研究という抽象的な答弁はいただいたのですが、そういう研究機関に対する訪問活動といったことも考えていくべきではないのかなと思いますので、この点について再質疑としてお伺いをしたいと思います。

それから、議案第29号でありますけれども、これについては特定創業支援ということで今回新しく制度ができて入ってきたものでありますから、そのサポート体制については、

今でも十分バックアップ体制をしていると。いろんな諸機関と連携しながらと。それは聞いて安心しました。一方で、サポートする側とサポートを受ける側の認識のずれがあっては困るのですけれども、サポートしている側は十分にサポートしているつもりであったとしても、サポートを受けている側が十分にサポートを受けていないという感じになっても困るので、その辺は今のサポート体制をしっかりとやっていただきながらも、そのサポート体制を利用されている方に、本当に困っていることはないのかということとか、あるいはいろいろとサポートしている機関同士の中で今後のサポート体制のあり方とか、本当に今までのやり方でいいのかどうかといったことも、そんな頻繁にやる必要はありませんけれども、1年、2年たってから1回ぐらいはそういう自省をするというか、皆さんの中で見つめ合ってもらう機会といったものをつくっていかないと、だんだんそれがマンネリ化しても困りますので、そういったことも考えていただきたいと思うのですけれども、その点についてどのようにお考えになるのかお伺いしたいと思います。

それから、2点目の今回助成が出る方と今の既存市内企業で頑張っている方に対する助成の部分ですけれども、考え方はわかりました。条例を見る限り、そうなのだろうなということは私もわかっているのですが、一方で市内の企業の方も、今こういう苦しい状況にありながら一生懸命経済活動をして、広い意味でいえば市を支えているわけがあります。ですので、新しい助成制度の中には入ってこないということがあっても、何かこの部分も新しい人だけが得をしているイメージにならないように、その辺は既存の市内企業の方へも従来ある制度の紹介は必要でしょうし、あるいは既存の市内企業の方が何か困られて相談に乗ったときには、今でもそうでしょうとは思いますが、より一層親身に相談に乗ってあげていただきたいなと思っております。ここは意見で終わります。

それから最後に、3点目ですけれども、周知、PR活動についてですけれども、これも、通常の言い方でいえば、ありきたりの今考え得ることを全て取り組まれていらっしゃるの、これに付言することはないのですけれども、ただ、我々議員もこういう議会の場を通じて行政の考え方を伺うということは以前も別の場所でお話ししたことでありますし、我々も市の施策については、賛成できるものであれば広報マン、宣伝マンとなって市民の皆さん方にお知らせをしていくことも必要かなと思っておりますし、自分の職責だけをやっていればいいのだという時代ではないのかなと思っております。

より専門性が高いものに関しては、担当する部署の方がしっかりと説明をしなければならない、周知をしなければならないということになるかと思っておりますけれども、仮に自分の担当ではないところの相談があったとしても、それはしっかりと経済部に橋渡ししてもらえる、そういったことも庁内の中で連携してほしいと思っておりますし、特に経済部の今の部長さんにしても課長さんにしてもフットワークが軽くて、まちの中にはよく出ていく機会もありますので、そういったこともしてほしいと思っておりますし、これは本来的な任務ではないかもしれませんが、観光という面で限って言えば、今地域おこし協力隊の方も入っ

ていらっしゃる。そういった方も商店街の方と会う機会というはあるわけですから、制度の詳しいことはわからなくても、こういう制度ができたよということをしかりと、そういった方にも広報マンになっていただいで広めていただいで、その中で相談業務は商工会議所ですとか市のほうに来ていただいでもいいですとか、先ほど述べられたいろんな機関の中で相談を受けられるということを知っていただくというのも1つの方策なのかなと思うのですけれども、この点についてどのようにお考えになるのか、再質疑としてお伺いしたいと思います。

2つの条例について5点ほど再質疑としてお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員の2回目の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。  
午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午後0時59分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

武田圭介議員の2回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

経済部長。

○経済部長 福士勇治君 5点ほど質疑がありましたので、順次ご答弁申し上げます。

最初に、企業振興促進条例の外部機関との連携について、職員もしっかり理解して連携をとってほしいということでございます。もちろん外部機関、金融機関を含め、先ほど紹介のありました北大ですとか、今は経済産業局と主にパイプはありますけれども、そういったところとの情報共有だけでなく先進地の視察も含めて、しっかり職員も情勢を見きわめながら外部機関とも連携してまいりたいと考えております。

2点目の道外等への企業誘致の際のPRについてということでございます。砂川市は札幌と旭川の間にあって交通の要衝ですし、スマートインターチェンジがあるといった土地的な優位性もありますし、大きな病院がある、おいしいお菓子があるといったセールスポイントに植物工場も今後は含めながら訪問先を吟味しながら、効果的な企業訪問をしてまいりたいと考えております。

3点目の魚の養殖について、訪問もしながらということでございました。調査研究だけにとどまらず、調査研究には視察も含んでの調査研究と考えておりまして、魚の養殖につきましては、良質な動物性たんぱく質の確保ということで川や海での養殖以外に陸上での養殖というのが最近注目されておりますので、そういったことでは情報収集に今後も努めてまいりたいと考えております。

4点目に、中小企業等振興条例について、バックアップ体制についてサポートする側と受ける側、サポートする側の自己満足にならないように、今も創業支援にかかわった方たちと時々情報交換をさせていただいておりますけれども、そういった機会をこれからもふやしながら、必要なサポートが欠けていないかということも点検しながら、創業した方ある

いは既存の方につきましてもしっかり寄り添った形でサポート体制を充実させていきたいと考えております。

5点目に、PRについて、制度のPRは部署に関係なく庁内での連携が必要ではないかというご質問です。もっともな話だと思っておりますが、今もそれぞれの部署で自分のところに関係ない情報が入った場合にはその情報を担当部署に回す、そういったことはされておりますが、なかなか自分の担当部署でないところの情報というのは専門的に説明するのは難しいのですけれども、担当部署とつなぐということは今でもしておりますので、一番いいのはその制度を担当が違っていてもPRできることが一番いいのかもしれませんが、なかなか難しい部分もありますので、担当部署とつなぐということは今もしておりますが、これからも各部と協力しながら、そういった連携はしていきたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 繰り返しになりますけれども、この後にも予算審査特別委員会がありますので、細かい点はそちらで聞けますから、この2つの条例の中で再々質疑として伺いたい点についてのみお伺いをしようと思っております。

今答弁をいただいたのですけれども、外部機関との連携のほうもこれから一生懸命やっていくというお話だったのですが、答弁も繰り返しの意図が含まれているのかなど。私も同じことをお伺いする形になってしまうのですが、いろんな研究機関とか講演会ですとかそういったところというのは、市の職員がプライベートで行くというのではなくて、市が1つの経済施策として考えるのであれば、もちろん旅費に至っても税金でありますから無駄にはできないわけでありますけれども、そうそう毎月のように行くわけではありませぬので、ましてや場所が札幌であればさしたる金額的なものはかかりませぬし、金額以上に得るものは大きいものがあると思うのです。人とのつながりというのは、どれだけ通信技術が発達しようが、実際に会っていろいろお話を伺ってお話を聞くだけではなくて、本当にこの企業さんやこの講師の方が信頼できるのかどうかというのは会ってみたいとわからないわけでありますから、さらには砂川市のほうでも最近では農商工団結セミナーといったようなものも開いております。

まさに植物工場というのは農商工団結にもつながる可能性を秘めていますし、砂川市で第1回農商工団結セミナーが開かれた後に、講師の先生を交えて市内の主立った方々と懇親会も開きました。先ほど私が外部との連携と言った意味合いの中には、ただ講演会を聞いてくるという意味合いだけではなくて、大抵そういう講演会が終わった後は交流会的なものが開かれるのですけれども、そこで講師の先生だけではなく、同じような思考、考え方を持った方々と情報共有をしたり、あるいは中には全部がうまくいっている例ばかりではありませんから、失敗した例というようなお話も胸襟を開いてそういう交流会の場だと伺うことができると。今回の条例改正の中で入れるということは条例の中に含まれる重みというものがあるわけですから、特別何か質問的なもので聞くというよりは、当然この条

例を改正した背景の中にはそういったことも織り込まれているのかなと思うのですが、最初の登壇しての答弁と再質疑に対する答弁の中では、そのところがもうちょっと具体性がある答弁がなかったものですから、その辺、市として、今私が1つサジェスションとして投げかけましたけれども、それに対する回答としてお伺いをしたいと思います。

それから、企業誘致の関係でありますけれども、当然植物工場だけに限らず、これから技術が進歩すれば、いろんな業種がもしかするとこの条例の改正によって対象範囲になる可能性もありますので、今回は植物工場を入れたといったことがメインだったわけありますから、そういった新しいものが入ったということの投げかけを通常の企業誘致の際にも広く周知して行ってほしいという趣旨で質疑したものでありますので、その辺は今後も取り組んでいかれるということでありましたので、先ほどの答弁の中では業態をある程度絞るといってお話もありました。これは、どっちが正解かということはありませんけれども、絞っていい場合と、絞らずにとりあえずはいろんな一見関係なさそうな業種の方にもお声がけをしてみるといったこともありますので、その辺はPRをする中で、私なんかよりも経済部の職員の方々のほうが経験も豊富でしょうから、いろいろと的確に情勢の変化を捉まえて柔軟に対応していただきたいと思います。

それから、陸上養殖の関係でありますけれども、これは間違いなく経済的な活動としては大きなものになってくると。まだ草創期とはいいいながらも、かなり市場に流通しているものもありますし、2月の下旬でしたか、テレビのメディア等でも報じられましたけれども、群馬県の前橋市、ここも四方が山に囲まれて、海はありません。ですが、昼1昼ほどの広さで高級魚であるカレイを150匹ほど養殖できるという設備が開発されて、現実に近隣に出荷されていると。そういったことができるようになってくれば内陸のハンディというものもなくなりますし、消費者の方々に対しては新鮮で、かつ安全な食材を提供することにもつながりますし、砂川市の観点でいえば新たな産業の起爆剤になる可能性もあつたりですとか、さらには砂川スマートインターが開通して、これも1つの行政の指標としてはその利用台数をふやしていかないといけないといったことが最初からつきまとっているのですが、市内の道央工業団地等にそういう企業が進出するとそういった可能性も広がってくるという、決して全てがバラ色の話ではありませんけれども、十分調査研究をするためには、そういったところに取り組んでいる自治体あるいは研究機関、さらには出荷している企業等に対する情報収集の一環としての訪問活動みたいなものも、もしできるのであればやっていただきたいと思います。この点については特に答弁は求めませんが、ぜひともそれがうまくいきそうだという判断がついた折には条例の改正という形で上がってくるのかなと思っておりますので、その辺は期待したいと思います。

それから、議案第29号の中小企業等振興条例については、今までのいただいた答弁で大まかな方向性というか、考え方については理解させていただきました。あとの細かい点については、この後委員会もありますので、そちらのほうで聞かせていただくこととした

いと思います。1点だったと思いますけれども、再々質疑としてお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 外部機関との連携というところで先ほどご質問がございました。ご質問というか、今後そういったところの機会を捉えながら、さまざまな方たちと情報共有、情報収集、あるいは人的なつながりをとということだと思います。最近ということではないのですけれども、なるべく北海道や経済産業局などが主催するセミナーですとか研修会ですとか、時間が許す限り、予算的なこともあるのですけれども、そういったところには積極的に参加しながら、おっしゃるように、行っただけではだめで、行ったところで知り合った方たちとのそういった人的な交流も含めながら情報共有、いろいろな情報収集に努めているという状況でございますので、植物工場も含めてですけれども、そういった取り組みは今後も強化してまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第16号から第34号までの一括総括質疑を終わります。  
続いて、議案第35号から第42号までの一括総括質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第35号から第42号までの一括総括質疑を終わります。  
続いて、議案第7号の総括質疑を行います。  
質疑ありませんか。

増井浩一議員。

○増井浩一議員 (登壇) それでは、一般会計の総括質疑を行いたいと思います。私は、4款衛生費の中の合同墓について総括質疑を行います。

過去に私の一般質問で提案しましたこの合同墓について3点ほどお伺いいたします。

1つ目、提案説明で1,500体の収容規模の墓とした考えについてお伺いします。

2点目として、墓の位置、構造、大きさについてお伺いします。

3点目に、利用する際の条件、そしてその利用料金についてお伺いいたします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から、合同墓についてご質問がございました。順次ご答弁申し上げさせていただきます。

まず1点目、合同墓の収容体数を1,500体とした考え方についてでございます。こちらの積算の根拠としましては、北吉野墓地の新規の年間使用許可件数及び遺骨の埋蔵場所を北吉野の墓地から市内外の寺院等へ移動するための年間の改葬の許可件数の推移などを勘案しまして年間約50体の収容を見込みまして、これらを約30年間使用するものとして設定したものでございます。

続きまして、お墓の位置、構造、大きさについてでございます。合同墓の建立の予定地につきましても、北吉野墓地内でございます吉野斎苑の南側、現在貸し付けを行っている区画の駐車場付近を予定しているものでございます。また、構造についてであります、地上部分には墓石、納骨口、そしてまた地下の部分には遺骨を収容する納骨室が主なものでございます。また、大きさについてでございますが、敷地スペースにつきましても幅4メートル、長さが10メートル程度を見込んでおります。また、墓石のサイズでございますが、縦が1メートル、横が1.3メートル、それと幅といいますか、奥行きが大体20から30センチ程度を見込んでおります。そして、地下部分の納骨室のスペースにつきましても、縦、横、高さそれぞれが大体2メートル程度の容量を確保したいと考えているところでございます。

3点目の利用する際の条件、また利用料についてでございます。使用する際の要件でございますが、現在の墓地を使用する要件としまして、本市に住所を有している者または本籍を有している者としておられるところでございまして、合同墓につきましても現在の使用要件を基本に設定をしていきたいと考えているところでございます。また、利用料につきましても建設費、用地費、埋蔵時にかかる経費をもとに設定をする予定であることから、今後建設費等の経費が確定した後のこととなりますが、現時点では大体1体当たり6,000円から8,000円程度を見込んでおられるところでございます。

○議長 飯澤明彦君 増井浩一議員。

○増井浩一議員 それでは、再質疑させていただきたいと思っております。

今の答弁で大体わかったのですが、1番目の1,500体の理由は、1年間に50体で30年間もたせると。妥当な数字ではないのかなと思われましたので、これはいいです。

2番目の合同墓の位置、吉野斎苑の近くで駐車場のそばということで、身寄りはなくても知り合いの方がお参りに来るということで、行きやすい場所だなと思ったので、こっちのほうも再質疑はありません。

3点目の利用する際の条件、これが私一番危惧しているのですけれども、本来お墓というものは家族が守っていくものだと思っております。でも、現在の家族構成とか将来に向けてお墓が持てないという方が多々いると思っております。私も多分自分のお墓はそうやっていくのではないのかなと考えている一人なので、これができるということはすごくうれしいですし、しかしながら誰でもかかれでもここに入れるというようにしたら30年もたないと考えておりますので、利用する際の条件、今後しっかりと考えて、誰でもかかれでもなくて本当に困った人に供給するお墓にしていきたいなと思っております。

利用料については、建設が終わらないと確定できないということですが、6,000円から8,000円、ほかの自治体を見ても、大体幅が5,000円とか、高いところで十何万というところもございまして、なるべく安く利用しやすいようにしてい

ただければなと思います。そこで、この利用料を最初払えば、あと維持費とかそういうところはかかるのかどうかということを再質疑としてお伺いいたします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 利用に係る費用のご質問でございます。今議員さんおっしゃられたとおり、これから建立に向けて手続を進めていく予定でございます。建設に係る経費が確定した後設定をさせていただくということでございますが、今1回目でご答弁申し上げた6,000円、8,000円というのは埋蔵する際に頂戴をするものでございまして、1回きりということで考えてございます。

○議長 飯澤明彦君 増井浩一議員。

○増井浩一議員 わかりました。

それで、最後の質疑ですけれども、今後のスケジュールと申しますか、いつぐらいに建設をして、運用開始はいつからなのかということを知りたい、最後の質疑にいたします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 今後のスケジュールということでございますが、この予算を認めていただければ、4月に入りましてすぐ事務的な手続を取り進める予定でございます。利用料、使用料につきましては墓地条例の絡みもございまして、その部分の条例改正を経まして、大体ことしの秋、10月から11月ぐらい、建立に係る工事の進捗状況にもよりますが、現時点では秋口、10月から11月程度ということで考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 辻勲議員。

○辻 勲議員 (登壇) それでは、私も議案第7号 平成30年度砂川市一般会計予算について3点総括質疑をします。

1点目、豊栄地区の災害対策について伺います。豊沼地区の迅速な内水排除ができる体制に努めるものとして排水用水中ポンプなどを購入するとされておりますが、豊栄地区ではこれまでも水害に悩まされてきたところであり、消防車も出動し、排水する事態が何度も起きています。下水道整備として豊沼地区の雨水管整備に向けた調査設計等委託を行う取り組みも述べられておりますが、一昨年8月に起きた台風による災害では豊栄会館の道路まで、水が膝元まで冠水しました。この状況がどこまで改善されるのかについて伺います。

2点目に、砂川市の観光施策について伺います。市政執行方針では、ハイウェイオアシス館やオアシスパークなど観光資源を最大に生かした取り組みを進めると述べておりますが、現在ハイウェイオアシス館やオアシスパークではどのような取り組みをしているのか伺います。

3点目に、オアシスパークからゆめまちづくり協議会について伺います。市政執行方針では、ことし1月に発足したオアシスパークからゆめまちづくり協議会との連携について

述べられていますが、現在の組織体制について伺います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 私から1点目の豊栄地区の災害対策についてご答弁を申し上げます。

初めに、豊沼地区の内水排除につきましては、西豊沼地区の石狩川の樋門に昨年購入いたしました排水用水中ポンプを迅速に設置するための装置の設置工事を行い、また東豊沼豊栄地区では、この地区の雨水の流末となる豊沼奈江川の樋門に配置する新たな排水用水中ポンプを購入するとともに、同様にこのポンプを迅速に設置するための装置の設置工事を行い、河川の水位が上昇して樋門を閉じる状況が生じた場合に対応できる内水排除体制の強化を図るものであります。豊栄地区につきましては集中豪雨のたびに道路の冠水、住宅への浸水被害が発生していることから、まずこの地区への雨水の流入状況を確認するための広域的な調査を行ったところであり、この調査をもとに流入する水量を減らすための新たな対策を講じることとし、農業農村整備として東豊沼地区の農業用排水路の整備を行うための概略設計委託を行っており、また下水道整備として雨水管の整備を行うための測量設計等委託を行うこととしております。これらの整備を行うことで集中豪雨の際には被害の軽減を図ることができるものと考えておりますが、整備には数年の時間を要するところでもありますので、内水排除体制の強化に努めるほか、この地区への流入量の低減に向けた検討を引き続き進めていくなど、各種対策を講じる考えであります。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君（登壇） 私から2点目の観光施策と3点目のオアシスパークからゆめまちづくり協議会についてご答弁申し上げます。

初めに、観光施策について、ハイウェイオアシス館やオアシスパークでの取り組み内容についてでございますが、ハイウェイオアシス館につきましては、平成28年度のトイレの改修に始まり、平成29年6月に産直市場のオープン、7月には空知の食材を使ったレストランミングルがオープンし、秋から冬にかけて外壁や屋根が改修されております。また、砂川ハイウェイオアシス観光株式会社では、寄り道から目的地へとなるよう、中空知の市、町や関係団体等と連携したなかそらち大収穫祭の開催など、にぎわい創出に向けた事業が実施されております。市といたしましては、旅行雑誌や観光パンフレット、ホームページなどを使ったPRやドローンを使った映像による魅力発信、なかそらち大収穫祭の共催、自衛隊と協定を結び滑り台の製作など、砂川ハイウェイオアシス観光と連携した事業を行っているほか、ハイウェイオアシス館の改修にあわせて活性化プラザのトイレの改修や外壁、屋根の改修工事の一部を一部負担するなど、環境整備にも取り組んでいるところでもあります。

オアシスパークにつきましては、市では観光サイクリングを実施しておりますし、オアシスパークからゆめまちづくり協議会設立準備会主催の飲食の販売やフリーマーケットな

どの社会実験に積極的に連携、協力しながら、水辺のにぎわい創出を図っているところ  
あります。また、滝川砂川着地型観光推進協議会が昨年実施いたしました来訪者調査やモ  
ニターツアーでは、ハイウェイオアシス館やオアシスパークの認知度、満足度は高く、リ  
ピーター客の確保が可能な場所とした分析結果もあることから、引き続き観光資源として  
広域観光も含めた観光振興事業での利活用を図ってまいりたいと考えているところであり  
ます。

続きまして、オアシスパークからゆめまちづくり協議会の組織体制についてご答弁申し  
上げます。平成30年1月に設立されたオアシスパークからゆめまちづくり協議会の役員  
体制でございますが、会長には砂川観光協会会長、副会長にはすながわスイートロード協  
議会会長とNPO法人オアシス理事長、監事にはあじさいの会会長、事務局長には石狩川  
下覧権副会長が就任しております。また、その他の協議会の構成団体といたしまして、砂  
川商工会議所、砂川青年会議所、新砂川農業協同組合、砂川市インバウンド受入協議会、  
札幌開発建設部、滝川河川事務所、砂川市となっており、農商工観光関係者、砂川遊水地  
利用関係者、行政機関が連携した組織体制となっているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それではまず、1点目の答弁が今ありましたけれども、整備の取り組み  
の考え方についてはわかったのですけれども、数年のことということなのですから、  
スケジュールなど見通しというのはどのようになっているのか、また根本的な解決策とい  
うのはあるのか伺いたいと思います。

それから、2点目の観光資源のことについてなのですけれども、ハイウェイオアシス館  
の産直市場では売り上げが伸び悩む冬場に集客を図ろうと農家の方が試食販売を行うなど  
工夫していますし、またオアシスパークでは飲食の販売やフリーマーケットなどの社会実  
験も行い、私も参加させていただきましたけれども、また砂川市の観光振興を進める上で  
ハイウェイオアシス館やオアシスパークなどは観光資源となる場所と本当に期待してい  
るところであります。今後、ハイウェイオアシス館やオアシスパークを活用してまちなかの  
回遊につなげる取り組みが必要と考えますけれども、1回目の答弁にもありましたように、  
広域観光ということも視野に入れた取り組みについて伺いたいと思います。

それから、3点目のオアシスパークの計画なのですけれども、今年の6月の私の一般質  
問におきまして、市長は北海道河川環境整備促進協議会の会長をしているということで、  
砂川市のかわまちづくり計画について国にも要望しているという答弁をいただいたわけ  
ですけれども、その後の状況と計画の内容についてお聞きしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 2点ほどご質問がございました。

まず1点目、スケジュールということでございました。現在につきましては、基本的  
には国の補助事業を通じながら整備を実施していきたいと考えているところでございま  
す。

初めに、農業の関係でありますけれども、農業につきましては、農地耕作条件改善事業という補助事業を活用いたしまして、農業用排水路の整備ということで取り組んでまいり考えてございます。昨年概略設計を行っておりますので、今年度それらの補助に対する補助申請を行いまして、31年にはその補助申請に基づく設計委託、その後、現在の予定であります、32年、33年の2カ年で工事を実施していきたいと考えているところでございます。

もう一つ、豊栄地区の北側につきましては、公共下水道整備事業ということで対応してまいりたいと考えております。こちらにつきましては、本年度の予算に測量調査等の委託を計上しておりますので、これらが終了し、31年、32年で工事を実施していくという考え方でございます。

両事業とも国の補助金等を活用いたしますので、それらの補助金の対応状況によって若干スケジュールは変わってくることもあろうかなと思っておりますけれども、現状私どもの考えといたしましてはこのような考え方でいきますので、最終的には4年後には完了していくものなのかなと考えているところでございます。そのため、4年という長い時間を要することになりますので、昨年から対応しております排水用の水中ポンプを購入しながら、できるだけ迅速にそれらのポンプの設置なども対応できるような、そういう体制を構築しながら備えていきたいと考えているところでございます。

また、根本的な解決策というご質問もございました。東豊沼豊栄地区の課題につきましては、平成28年度に災害発生後の議会でもご答弁をさせていただいたところでございますけれども、基本的にはこの地区の雨水が最後に流れる豊沼奈江川の樋門というのがありますけれども、ここの樋門の水位と河川の河床、河の床と書きますけれども、基本的に川底ですか、こちらの高さの差がほんのわずかしかないもので、集中豪雨など排水が多くなった状況のときにはなかなか排水ができないという状況が現在続いておりまして、現状の運用といたしましては排水ができる限りは樋門を閉めないで排水する体制をとっておりますけれども、一昨年の集中豪雨の際には上流で溢水が起きたことから樋門を閉めるという操作を行っていることもございますので、このような対応をしていかなければならないと思っております。このように樋門を閉めることで内水が地区内に逆流するというものも考えられるものでございますので、このような形の中では、まず解決策といたしましては、豊沼奈江川の改修を国のほうに行っていただかなければ、根本的な解決策にはならないものと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 ハイウェイオアシス館やオアシスパークを活用し、まちなか回遊、広域観光も視野に入れた回遊へとつなげるということで、もちろんそういった取り組みは今年度予算にも計上しております。今年度、新年度予算の商工費にはふるさと名物を活用した観光振興事業に要する経費がありますが、事業といたしましては、観光サイクリ

ングの実施、旅行雑誌を活用したまちなかを回遊するモデルコースの紹介やモニターツアーの実施、ハイウェイオアシス館子どもの国、オアシスパークを中心としたドローン映像による魅力発信などを予定しております。

事業の実施に当たりましては、砂川ハイウェイオアシス観光株式会社やオアシスパークからゆめまちづくり協議会としっかり連携し、効果的な事業を実施してまいりたいと考えているところでありますし、チーム“SUNAGAWA”農商工団結セミナーやおもてなし観光ワークショップの開催、観光事業者や建設協会、農業者の皆さん、砂川市インバウンド受入協議会や滝川砂川着地型観光推進協議会などと連携いたしまして地域全体で砂川のブランドづくりを進めたいと考えておりますし、近隣の市、町とも連携した広域観光事業にもしっかり取り組み、さまざまな事業をまちなか回遊へとつなげてまいりたいと考えております。

もう一点、かわまちづくり計画についてでございます。昨年6月以降どのようなことでございます。あとは計画の内容についてでございますが、6月以降も月に1回準備会を開催しました。11月には先進地視察ということで、当別の道の駅を準備会として視察しております。その後1月に協議会が設立されまして、話し合いは毎月、その後も続けております。今は4月か5月に総会を予定しておりますが、それに向けた準備をしているところでございます。

現在登録申請中のかわまちづくり計画の内容につきましては、この計画は、新たな観光視点としてかわまちづくり事業により砂川オアシスパークを整備することで砂川のまちの活性化、元気創生に寄与することを目指すこととしております。この中で国が行う整備内容といたしましては、遊水地管理棟内の施設整備、多目的広場や水辺周辺等の基盤整備、市内看板等の設置が盛り込まれているところであります。また、ラブリバーなど既存のイベントに加えまして、準備会が社会実験として行ったソフト事業など、今後は協議会、国、市が連携しながら実施していく計画となっております。なお、登録された場合は今月中に結果が発表されることとなっております。

○議長 飯澤明彦君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、3回目の質疑なのですが、今豊栄地区の関係で国にもというお話もあったのですが、この地区の災害に対する整備ということは、これだけの事業ですので国にも要望しているのではないかとも思うのですが、その内容について伺いたいと思います。

それからあと、ゆめまちづくりのほうなのですが、市長にもぜひご答弁いただきたいのですが、オアシスパークもそうですし、子どもの国、ハイウェイオアシス館につきましては、2つの自然の宝が砂川にあると実は常日ごろ思っているわけなのですが、イベントについては市長もいろいろ参加していただいたり、水辺に関するイベントは今まで活性化でということで、河川局のほうでもさせていただいているのです。先ほ

どフリーマーケットも実験したということだったのですけれども、ハード事業というのですか、市長も昨年、河川の促進の会長ということもありますし、また今かわまちづくり計画の登録後という、できれば大規模事業ができるチャンスとなると思っているのです。ということで、市長、国とのパイプや今後について、昨年は石井国交大臣も視察に見えられましたので、ぜひ力強い国とのパイプ役ということでご答弁いただければと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 豊栄地区の関係になります。国への要望の内容というご質問でございました。国への要望の内容につきましては、河川が増水した場合、河床が高く、堤内地側へ逆流するおそれがあるため樋門が閉じられる状況にあることから、住民及び農地の安全を確保するため築堤の改修及び河道の掘削の一体的な河川改修を要望するという、このような文言で私どもは国のほうに要望しているところでございます。これに対しまして国のほうから言われております回答につきましては、河川改修工事につきましては、現在石狩川の本川、本流のほうの河川改修工事を行っている状況でありますので、それらの改修工事が終わらなければ、豊沼奈江川のような支川に関する整備はなかなか進めることはできないという回答もいただいているところでございますけれども、継続しながらこれらの要望を続けていきたいと考えているところでございますし、また最近被害が発生しておりますので、滝川河川事務所を通じながら、被害軽減に向けたということでお願いをしているところでございます。

その中の対応といたしましては、捉えている要望に対しまして河川事務所のほうでは、平成28年度につきましては河川敷地の樹木の伐採をしていただいたところでございますし、平成29年度、今年度につきましては一部河道の掘削も行っていたいておりますし、また私どものほうで排水用ポンプを配置する際に堤防の用地を通るのですけれども、配置する際に現状といたしましては、集中豪雨の際でするのでぬかるんだりいたしまして、トラックが入れないという状況もありますというお話をしたところ、それらにつきましてもそのような通路の整備を行っていただけるというお話もいただきまして、一部それらの工事も実施していただいているところでございますので、根本的な河川改修についてはまだ時間がかかろうかと思っておりますけれども、これら維持工事の中では幾つか手をかけていただいているところもございますので、私どもといたしましてはそちらにも焦点を当てながら、これからも要望を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) それでは、オアシスパークのほうは私のほうからお答えをさせていただきます。国との太いパイプと言われましても、私にそんなに力があるとは自分自身は思っておりませんが、砂川市の知名度だけは国土交通省の中で高いものがありまして、恐らくそれはハイウェイオアシスをつくったときに道路局が総力を挙げて全国で第1番目の施設としてつくったことと、それにかかわった人が今ちょうど技監で国

土交通省におられると。それから、河川のほうでは遊水地を砂川市に巨費を投じてつくっているということがございまして、国土交通省の中ではいわゆる道路と河川両方について大きな金をつぎ込んだことが、砂川市が国土交通省内で知名度があって、私が行くという対応してくれるというのは、恐らくそんな理由なのだろうと思っております。

ことし4月にオアシスパークからゆめまちづくり協議会が設立されて、本来、遊水地ができたときにいろいろ事業を計画していたものが一回頓挫していたと。それで、もう一度、その計画どおりでなくても何とかそこをやりましょうということで協議会ができて、2月に入ってから北海道開発局の要請に応じまして、滝川河川事務所の正木所長と一緒に国土交通省の水管理・国土保全局の山田局長と全国のかわまちづくりをやっている、人数は忘れましたが、10人ぐらいだと思うのですけれども、首長との懇談会に砂川市長も出てくれという要請がございまして、まだうちは協議会ができたばかりで事業は実施していないのですけれども、一応遊水地の関係について経過も含めて説明してくれということで出席して説明したのがありますけれども、そのときに各先進地がいろいろな取り組みをされている事例についてはいろいろ勉強させてもらいました。

難しい点もかなりありますけれども、国土交通省が基本的に整備するのは、いわゆる堤外というのか、堤防から水面のある側、中が国土交通省で、それ以外は市町村という区分けが大きくあるみたいでございまして、その事業をどうしていくかというのは国と協議しながら、ちょっと時間のかかるところもありますけれども、国も予算のつき方もございます。砂川市は一体どういう方面でやるのだというのは今協議会の中で検討しておりますけれども、ある程度方向が見えるとともに、国といい方法はないか、いろんな方法の事業手法があるみたいですから、それは協議会の進捗に合わせて国と協議してやっていきたいなど。どのぐらい時間がかかるか私も見当がつかないのですけれども、事業については、大型事業も庁舎とかいろいろあるから、その合間の中でどのようにやっていくかというやりくりも必要となってきますけれども、多くの人が参加していることから、形が見えるようなものを早く見せないとなかなか盛り上がっていかないのかなというのもございまして、国との折衝の中から、逐次議会に報告できるものがあれば報告していきながら進めてまいりたいなと思っております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員の総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、議案第7号、一般会計予算についての総括質疑を行います。

まず1点目、市長は市政執行方針の中で、駅前地区の活性化に資する利活用については引き続き検討を進めてまいりますと述べられました。そこで、以下について伺います。改めて、駅前地区とはどこを指しているのか伺います。

2点目は、第2期中心市街地活性化基本計画を立てるという市政執行方針でしたけれども、この基本計画は何に基づいてつくられるものなのかをお伺いします。そして、今後どのような具体的検討をされるのかをお伺いします。

大きな2点目といたしまして、平成30年度の子育て支援の目玉事業を見ますと、以前とは大きく変わったと思われまます。以前とは平成23年9月議会の私の一般質問のことなのですけれども、私は乳幼児おむつ用のごみ袋の支給事業を提案しましたが、そのときの答弁は、子育て支援にかかわる物品の支給については慎重な判断が必要であり、現段階では実施する考えはありませんととても冷たいものでした。時が過ぎ、平成30年度の子育て支援は物品を支給する事業が多いと思いますが、これまでと方向性が変わったのかどうかを伺います。

3点目は、これまではNPO法人ゆうに委託していた体育施設の維持管理ですが、平成30年度から市の直営になります。予算書では体育施設ごとの維持管理費となっておりますが、全体として直営になる場合と委託した場合を比較するとき、コストダウンや市民サービス向上につながるのかお伺いをします。

総括質疑最後の質疑ですけれども、小中学校の適正配置についてお伺いをします。教育長の教育行政執行方針に本年度より市内全ての小中学校を対象とした統合を含めた適正配置について検討に着手とありますが、以下について伺います。

まず第1点目、小中学校の適正配置について、教育長の基本的な考え方をお伺いします。

2点目に、今後どのような具体的検討をされるのかをお伺いいたします。

○議長 飯澤明彦君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 私から小中学校の適正配置に関する考え方及び具体的検討についてご答弁申し上げます。

まず、基本的な考え方といたしまして、平成7年度の砂川中学校と豊沼中学校の統合から23年を経過しましたが、少子化の影響により市内小中学校の児童生徒数が大きく減少している状況にあります。特に石山中学校は、平成30年度の学級編制では通常学級で1学年1学級の3学級となる見込みであります。小学校におきましても北光小学校で平成27年度に複式学級の基準となり、平成30年度にはさらに複式学級の基準となる学年がふえる状況が見込まれ、今後におきましては他の小学校でも複式学級の基準となる可能性があります。適正な学校規模として学校教育法施行規則では、通常学級で小中学校ともにおおむね12学級から18学級までとされています。また、文部科学省が平成27年1月に示した公立小中学校の適正規模、適正配置等に関する手引きにおいても同様の学級数が標準とされております。なお、この標準は、特別な事情があるときはこの限りでないとの弾

力的なものとなっております。

児童生徒数、学級数の減少により、クラスがえができない、部活動の種類が減少する、体育や学校行事など集団学習や集団活動に支障が出るなど、年々学校運営上の課題がふえていくものと考えております。変化の激しい時代において子供たちの生きる力を醸成するため、新学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程を着実に実施し、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた取り組みを進めていかなければならないと考えております。このようなことから、児童生徒数の減少と出生数の減少の状況を踏まえ、教育環境をどのように再構築することが子供たちにとって最適な教育となるのか、教育効果が高まる適正配置について検討を始めることといたしました。

次に、具体的な検討であります。平成30年度から検討に着手することとしておりますので明確にお答えすることは難しい時期ではありますが、現時点での考え方についてお答えいたします。

まず、基礎資料の作成が必要と考えております。平成30年4月1日あるいは5月1日現在の児童生徒数及び通常学級数の確定、未就学児童の校区別人数の把握、直近の出生数の把握等により、検討の基礎となる数値を把握いたします。

次に、統合等に関する他市、町の状況について把握いたします。空知管内には既に統合を終了した市、町、現在統合を進めている市、町がありますので、その経緯や取り組み状況について把握し、資料として作成したいと考えております。これらの資料を整え、内容を精査した後に市民や教育関係者から広くご意見をお聞きしたいと考えております。

現時点ではスケジュールを定めているものではありませんので、いつごろまでにご意見を伺うことができるのかはその進捗状況によるものであり、今回の検討着手は市のまちづくりにも大きなかわりがある行政課題であることから、節目節目で市長部局との協議が必要になってくるものと考えております。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君（登壇） 私から駅前地区の活性化に資する利活用について3点ご答弁を申し上げます。

初めに、駅前地区とはどこを指しているのかについてであります。市政執行方針に駅前地区の活性化に資する利活用についても庁舎建設検討審議会からご意見をいただいておりますとありますのは、平成29年3月24日付で庁舎建設審議会から出された砂川市長への砂川市庁舎建設基本構想についての答申の附帯意見におけるパーラーランド周辺の駅前地区を指すものであります。

次に、第2期中心市街地活性化基本計画とは何に基づいてつくられるものなのかについてであります。中心市街地活性化基本計画は、中心市街地活性化法に基づき市が作成し、内閣総理大臣による認定を受けるものであります。砂川市では平成19年8月から平成24年8月を期間とする中心市街地活性化基本計画を策定し、中心市街地の活性化に取り組

んできたところでありますが、第2期の基本計画が認定となった場合、市街地の整備改善や経済活力の向上などに関する重点的な支援を受けることが可能になるものであります。

次に、今後どのような具体的な検討をされるのかについてであります。今後につきましては、商工会議所において中心市街地活性化に向けて中心的役割を果たすべく活性化協議会を立ち上げ、官民のさまざまな意見の集約を図っていききたいとの考えが示されていることから、商工会議所主導による活性化協議会へ市も積極的に参画し、官民協働で事業の推進を図るとともに関係機関への働きかけなどを行い、中心市街地活性化基本計画の策定を目指すものであり、計画策定の際には協議会での検討結果などをもとに基本的な方針、区域、事業、推進体制などについて具体的な検討を進めていくものであります。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、私から、平成30年度の子育て支援について物品を支給する事業が多い、方向性が変わったのかということでございますので、ご答弁を申し上げます。

新年度予算におきましては、子育て支援費の中のすこやか子育て応援事業に要する経費としまして、乳児おむつ無料クーポン券補助金及びふしぎの森無料クーポン券補助金を新規事業として計上しているところでございます。また、使用済み紙おむつ用の指定ごみ袋の配布事業につきましては、平成27年度より継続事業として実施しているものであり、新年度予算において再編したものでございます。

子育て支援につきましては、これまでも必要とする対象者に必要な支援を行うことを基本に検討してまいりました。新年度予算におきましても、平成27年度に策定した子ども・子育て支援事業計画におけるアンケート調査の結果などから、就学前児童が属する世帯において経済的不安、負担が大きい、小学生児童が属する世帯において子供との時間を十分に持てないとのニーズがあると判断したことから実施しようとするものであり、安心して子育てができるまちを進めるといふ本市の子育て支援に対する方向性は変わるものではないと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君（登壇） 私のほうから体育施設の維持管理についてご答弁いたします。

まず、体育施設の維持管理について直営になる場合と委託していた場合を比較するとき、コストダウンにつながるのかについてであります。報酬及び賃金の人件費については市が定める報酬、賃金の額によって総額は増額となりますが、委託料に含まれる費用の中に租税公課費で消費税分の費用があり、この経費が直営移行後は発生いたしませんので、差し引き約140万円のコストダウンとなるところであります。

次に、市民サービスの向上につながるのかについては、市直営移行後の嘱託及び臨時職員の数、指定管理者による管理運営をしていたときの人数16人と変わりありません

が、指定管理者の管理運営では事務局次長として配属されていた職員を市直営では体育施設業務員として配置すること、さらにはスポーツ振興課が平成29年度より1名純増していることに加え、本年度から組織の一体化により取り組むことができることから、スポーツ振興とあわせ住民ニーズへの迅速な対応、市民サービスの向上につなげてまいります。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 答弁のほうは教育長が先にお答えになりましたけれども、私は質疑の順番でこれから進めていきたいと思います。総括質疑は3回しかできませんので、まとめでの質疑になります。

まず、1点目の駅前地区の関係なのですけれども、私の予想に反して経済部長がお答えになられましてちょっと驚いているのですけれども、駅前地区の活性化に資する利活用については、平成29年の4月に総務文教委員会の中で総務部の懸案事項として示されてきた内容なのです。いつの間にか経済部の所管になったかのように私は思うのですが、今ここで本当は聞いて座りたいのですけれども、座れないのですけれども、何の知らせもないのです。このことが経済部の所管になったということが。私は去年の9月にこれと同じ質問を一般質問でしているのですけれども、そのときはまさに総務部長が所管の関係できちっと答えられて、今後、私は社会経済委員なのですけれども、駅前地区の活性化については一般質問できないということになりかねないのです。何でこういう大事なことをちゃんと知らせないのですか、私たちに。この関係、所管が変わったから今経済部長が答えたのですよね。何でこういうことがしょっちゅうあるのですかね。この辺については副市長にぜひお答えをいただきたいと思うのですけれども、もし所管が変わっているのなら、いつから変わっているのかどうなのか。議員にとっては大変なことなのです、所管が変わるということは。勝手に変えられたら困るのです。

それはそれとして、まずはその辺最初にお答えをいただきたいと思うのですけれども、どうやら総務部長が私の一般質問に答えていただいた前に、改めて駅前地区とはどこを指しているのですかとお伺いすると、パーラーグラウンドの周辺を駅前地区と言うということは、全く同じことなのだろうと思うのです。それを具体的にどう動かしていくのかというところで第2期の中心市街地活性化基本計画ということになったのかなと想像するしかないのですけれども、だから経済部長が答えたのかなと思うのです。ただ、ここに進展でも見られていて、しっかり計画でもできて、内閣総理大臣に申請でもしているのなら話はわかるのですけれども、そんなこと全くないでしょう、今の段階で。ただ今後そうしていきたいなと思っているだけなのでしょう。だったらこういうことこそ総務部がしっかり考えるべきでしょう。これでいくぞとはっきり決まっていたらここに関しての実働部隊である経済部がいくということ私たちの所管も変わっていくということなのではないのかなと思うのですけれども、まず1点目にお伺いするのは、具体的に動きそうな感じはあるのですけれども、駅前地区はどこか。たしかあのころはパーラーグラウンドの駐車場も含める

底地というお話があったと思うのです。まさに民間の土地そのものですから、勝手に第2期中心市街地基本計画を立てるのはいいのですけれども、その土地を売ってくれるのかどうかははっきりしない限り、どれだけ計画を立てたって地権者に失礼に当たるのではないのですか。そういう意味からいって、何でこんなときに、売ってくれるかどうかもわからない現状で第2期中心市街地基本計画をつくるという話が出てくるのか私は信じがたいのですけれども、これはあえて総務部長にお伺いしますが、地権者は売ってくれるというお返事はあったのでしょうか。その折衝はどうなったのかをお伺いします。

仮に今の答弁のまま私が質疑を続けるとするならば、本当に中心市街地活性化基本計画をやるのですか。大変な作業をもう一回やろうとしているのですよね。場所は今、駅前地区という場所はしっかり決まっていますよね。それ以外の答弁がありませんから。これが、駅前のところから、それからもっと広い範囲で全体的にやるというのなら話は別です。ただ、ずっとこの問題が出てきているのは、パーラーグラウンドのあそこが火事になってそのまま空き店舗になっている、その問題を新庁舎の審議会の方々も話をされて、そういう経過の中で出てきたと思うのですけれども、砂川市の中心市街地活性化基本計画というのは、先ほどの答弁にもありましたけれども、こんな厚いものなのです。平成19年度に道内で初めて内閣総理大臣から認定を受けて基本計画というのをつくってきて、実施もしてきたということは私も承知をしているのです。この基本計画はたしか、延長しますか、しませんかというお話があって、砂川市の場合はそれをしませんでしたとして、この中心市街地活性化基本計画は終了しているのです。それをもう一回改めて総理大臣の認定を受けながらやろうとする、このエネルギーは大したものだと思うのですけれども、パーラーグラウンドのあそこを何とかやりたいということのときに、ここまで本当にやるのですかと思うのです。あの土地を買って、何かをやろうと考えるだけだと私は思っているのですけれども、きっとそうではないのだろうと思うのです。

どうしても私は総務部長の顔を見て話したくなるのですけれども、経済部長、これやっていくのだとすれば、もちろんまずは中心市街地活性化基本計画にのっとっていく範囲、区画は一体どこなのだろうというところから始めなければならぬのですけれども、まさかパーラーグラウンドのそこだけをやろうとするのに内閣総理大臣が認可をくれるのかどうかということは私わからないのですけれども、今ここで議会で答弁されるということは、ある程度の接触というのが内閣府等にはあったのだろうと思うものですから、あそこを何とかしようという段階で中心市街地活性化基本計画というのが認定されるという自信がおありなのかどうか。どの辺まで今の段階で、私が一般質問したときが去年の9月ですから、そこから先でかなり精力的に動かれてこういう答弁が出されてきているのだと思うので、どんな動きをされて、どんなような区画に基づいて、どういう基本計画を立てようとしているのかをお伺いしたいと思います。

今後どのようにするのですかとお伺いすると、商工会議所を中心に活性化協議会をつく

って、全く同じやり方をしようと思っているのです。以前の基本計画のときと。皆さん疲れていらっしゃると思うのです。同じメンバーの方々をもし集めるのだとすれば、またかという感じです。私でもそう思います。パーラーグランドのあそこが何とかできるのなら、地権者も土地を売るというようなほぼ確約ができ、よし、やれるぞというものができ上がっているのだとするならば、違うやり方、違う方々をぜひ集めて、どんな楽しい駅前になるのか、どんな楽しい、市民がたくさん集まってこられるような施設ができるのだろうかという話し合いをなるべく早い段階からしていただきたいなと思います。何回も何回も駅前地区あるいは中心市街地の活性化については、もし同じメンバーであれば何十年も繰り返し検討されてきた方々だと思いますので、市長はそれも一番わかっていると思うのですけれども、そうやってやると市長が言うなら頑張っていたいくしかないのですけれども、違った動き方というのをしてみませんか。特にあそこのグランドパチンコをこれから何かしようというときに。

市長は行かれたことがないと思うのですけれども、庁舎建設のときのワークショップなんて、いろんな若い女性たちとか今までと違う方々が話し合われていて、結構いろんな意見が出てきたので、私が勝手に思うパーラーグランドの跡地ですけれども、国道12号線にたくさんの車が通っている。その人たちにふっと寄ってもらって、砂川にはこんないろんなお店もあって、いろんな企業もあるのだというところをまずそこで知ってもらって市内を動いてもらうという施設だったらいいなと思っているのですけれども、もしそうだとするならば、新しい感覚、これからこのまちにずっと住み続けようとする方々を中心にいろんなアイデアを出し合って、一回アイデアを出したり意見を言ったら、きっとその方々も協力してくれると思いますので、そんなやり方をされたらどうかなと思うのですけれども、そういうやり方をされずに商工会議所を中心に活性化協議会をつくっていくという方向なのかどうかを確認させていただきたいと思うのですけれども、市政執行方針の中にも市長はちゃんと書かれているので、市長は一体あのパーラーグランドの跡地をどうしようと思っているのかというのを市長の言葉で聞いたことがまだないのです。いろんな質疑を何回かしてきていますけれども、できれば2回目の答弁で市長はどうしたいのかなというのは聞いてみたいなと思います。答弁されるかどうかは別にしても私はそう思います。

2点目のほうにいくのですけれども、子育て支援の目玉事業を見ますとというお話をしましたけれども、市長は余りものを配るとするのは好まない人だったです。それはそれで市長の性格ですから、しょうがないなと思っていました。紙おむつ用のごみ袋のときも、めったにそんな物品を配るとするのはしないのだと言われて、残念ながらそうかと。ただ、議員の一般質問というのはいつの日か実現することというのは結構あるものですから、そういう意味では、今は、さっきも部長がお答えになったように、紙おむつ用のごみ袋は配られている事業にはなっています。

ただ、今回の事業を調査してみますと、まず紙おむつを支給するという件なのですけれ

ども、新聞報道なんかでもありましたけれども、ゼロ歳児の児童のいる世帯に年間4万8,000円分の紙おむつを配ると。所得制限も何もないのです。ゼロ歳児の方々を持っている世帯には全部配るというお話です。紙おむつを買いに行く場所は市内に限られているのだろうとは思いますが、量販店でもいいということなのです。私が4万8,000円もらったとしたら、市内のいわゆる商店に行くことはまずないだろうなど。行くのであれば、ドラッグストアだったり、それこそホームセンターみたいなところに買いに行くでしょうね。使う人にとってみればそちらのほうが便利ですからそれでいいのかなとは思いますが、ここの予算が540万なのです。それから、子どもの国のふしぎの森の入園券を年間10枚分。結局5,000円を配るということです。こちらにも別に所得制限があるわけでもなく、全体に配られようとしているのです。

この2つを見ると、市長は余り好まないようなやり方かなと思ったりもするのですが、果たしてこれで本当の意味で市外の方が砂川市へ移住を選ぶきっかけになってくれるのかなと実は思っています、やること自体はいいです。皆さんもらったものはきっとうれしいでしょうから、そのこと自体を否定するものではないです。ただ、両方合わせると1,000万を超えるものになるのです。私、前から言っているのですが、もしこういうこともやれるのであるならば、ぜひぜひ子育ての方々が、私はよく聞くことです。本当にいろんな方から言われます。もし1,000万円使う余力があるならば、ぜひとも医療費の無料化も頑張ってもらいたいと思います。前も言ったように、すぐに一遍にやるなんて言いませんから、せめて所得制限、所得の低い方々には小学校、中学校まで、あるいはこの前一般質問でも言いましたけれども、第2子の家庭には小学校まで、第3子以降は中学校までとかという段階的なそういうことをしてほしいと思います。市長もだんだん市長の経験を積んでこられて、最初の段階では物品を配るのはだめと言っていたのですが、いろんな方々の意見を聞いてこうなってきたのだとすれば、ついこの前もやらないと言っていましたけれども、医療費の無料化というのはいろんな方々の望みでもあるわけですから、ぜひ検討していただきたいと思うのです。

子どもの国の関係なのですけれども、480万ほど使うということなのですけれども、私は孫を連れて子どもの国に結構行くのです。市長にもぜひ知っていてほしいのですが、最近子どもの国の遊具が使えないようになってしまっているのです。かなりの台数。そこにあるのです、遊具は。でも、その周りにロープが張ってあって、中に入れず、遊べないのです。これは子供にとったら残酷。連れていった親もおじいちゃんもおばあちゃんもつらいです。子供が泣くのだもの。そこにあるのに何で遊べないのかと。僕は、子どもの国に入園者をふやそうという1つの案でもあると思うのです。入園券を配るということは、でも、もし480万あるのだったら結構な遊具が買えると思うので、道のものではないけれども、市も子供たちのための遊具を応援しようということをやるとなれば、子どもの国も少し遊具を買える時間を早めるかもしれないと思うので、何とか子育てに対し

での今回の施策、さっきも言ったとおり、悪いとは言いませんが、反対しようとも思いませんが、これだけ使うのだったら、ほかの事業にもぜひ使ってほしいなと思っています。

前から市長は経常事業を行うのはとても慎重でなければならないということをやわれていたので、両方とも途中ですぐやめるわけにはいかない、ずっと続けていくべき事業だと思うので、そういう点でいって、これについては答弁は要りません、今後は。だってやると言っているのだから。私も反対しないと言っているし。ただ、これだけの経常経費を使うのであればほかのこともできるのではないのかなと私は思っております。

続いて、3点目のこれまでNPO法人ゆうに委託していた体育施設の維持管理の関係なのですけれども、これも市長は総務部長のころからずっといらっしゃったからわかっているのかなと思うのですけれども、あそこの体育施設の維持管理というのはすごくいろんなことがありましたよね。一番最初は生涯学習振興協会でしたかね、その後NPO法人ゆうができて、そのときにゆうに維持管理を委託するというようになっていって、今の教育次長のお話だと、140万円ぐらいのコストダウンができて、市民サービスの向上というのは変わらないか、きっとそれ以上いいふうにはなるのだろうと思うのですけれども、ただ、体育施設と言われるところがどこまでを指しているのかなと思うのです。

直営でやっていたときにいろいろなことがあって、要するにあそこは日の出運動公園という都市公園の位置づけがまずあって、その中に体育施設があって、物によっては土木が維持管理をしている部分があったり、教育委員会が体育施設として維持管理をしていたりしている部分があったと思うのです。それを何とかしなければならないというので民間あるいは財団みたいな形の中で維持管理をしてもらうようになってきたと思うのですけれども、今度また市が直営、教育委員会が直営というか、そうなったときに、その辺の問題というのはクリアできていて今回そうなっているのかな、そこはどうなのかなと私は思っているのですけれども、体育施設の関係でいえば体育施設条例というのがあって、それと、さっきも言ったように、都市公園の位置づけもあそこにはあって、教育委員会としてはどこからどこまでの維持管理をしようとしているのか。体育施設内だけなのか、日の出運動公園というのはもっと広い範囲でありますから、その中には駐車場もあり、トイレもあり、それから今回は野球場を広げたことによって駐車場が広くなったりもしているので、そこら辺のところが整理ができてこうなっているのかどうかをお伺いしたいなと思います。

続いて、小中学校の適正配置のことで教育長がお答えいただいたのですけれども、先ほど教育長もおっしゃられましたけれども、市のまちづくりに本当に大きくかかわっていくことだと思うのです。私はたまたま前回の小中学校の適正配置のときに子供がその世代でして、おまけにPTA会長をやったりしていて、すごく大変だったことを覚えているのです。小中学校の適正配置ということなのですけれども、今回はそれよりさらに大変だろうと思うのです。というのは、あのときはまだ子供たちも結構いて、全部が古くなっていた小中学校だったと思うのです。うちの子は焼山小学校に通っていて中央小学校にという状態だ

ったのですけれども、場所を決めるのも大変でしたし、もめてしまっているうちに順番が違っていったりとか、その当時の教育委員会の方々は大変な思いをして何とかまとめ上げていったという状態だったと思うのですけれども、今回この適正配置で厄介なのは、この前の一般質問でもお話ししたのですけれども、砂川市内で出生する子供の数が90を割ってきているのです。

この前の総務部長の答弁で、29年だったですか、84名の新生児です。つまり、84人しか小学校1年生に上がる子がなくなっているということです。これならまだいいのだけれども、もし80を切ることになるとニクラスしかできないことになるのです。今5つの小学校があるのですけれども、小学校1年生が市内全体で80人しかいないとなったら、1つの学校でも事足りてしまうぐらいな大変なことです。私も調べたのですけれども、法律で決められている適正規模というのは小学校、中学校とも12から18学級。教育長がおっしゃられたとおりだと思うのです。小規模校は小規模校でのクラスがえができなかったりいろんなことというのがあるという意味で、適正規模というのがある程度法律で決められていると思うのですけれども、だとすると、去年生まれた子が84人しかいませんから、これ以降ふえていってくればいいのですけれども、もし80を切るようになっていったら、この子たちがだんだん、だんだん成長していった小学校になって、中学校になってと、こういくわけですから、小学校、中学校も1校で済んでしまうかもしれないぐらいな、それが法律で決められた適正規模ということにもなりかねないぐらい、今の砂川では大変な問題です。

もっと大変なのは、ではどこの学校を潰してどこの学校を残すかという話になったときに、つい最近耐震補強をして大規模改修をしたというところと、それからさっき私が言った前の統廃合のときに新しく建てた学校というのがあるわけです。耐震化補強でも相当なお金をかけてやりました。でも、中身は古いのです、結局。多少ペンキとか屋根とかは直しましたけれども、躯体そのものは砂小だったら50年ぐらいたっていると思うのです。古いところは。そこが今一番大きい学校であるのです。耐震化でお金をかけてしまっているし、簡単に潰すというの何かおかしな話でもあるし、かといって前回の統廃合で新しく建てたところも20年、25年たってきてまして、こちらのほうもいろんな意味で修繕も必要な状況になってきている。さて、では本当にどうしたらいいのだと考えていくだけでも大変なことになってきたなと思うのですけれども、どうしたらいいのだろうと。簡単なのは、小学校、中学校、本当に新しいのを建ててしまう。市内に1つの小学校、1つの中学校、子供たちはスクールバスで来てもらえればいかなとも思うのですけれども、ただ、小学校とか中学校というのは地域のコミュニティの中心であるのも間違いないのです。そういう意味からいけば、簡単に今私が言ったようなことで済まされる問題ではないなとも思います。

もう一つは、学校を小さく、例えば5つある学校を1つの小学校にもしていったら市

町村合併と一緒に、校長先生も今は5人いるのだけれども、教頭先生も5人いるのだけれども、1つの小学校になったらそれぞれ1人ずつでいいわけで、それは養護教諭も同じだし、事務職員も公務補も事務員も同じということですよ。そうやって考えていたら本当に大変な作業だと思うのです。こうやって言ってしまったので、最後まで高橋教育長、しっかりと責任を持って仕上げたいと思うのですけれども、今後どういうスケジュールといっても、今言い始めたばかりだという、そのお気持ちもわかるのですけれども、ただ間違いなく出生数という問題がありますので、なるべく早く取りかかってほしいと思うのです。

長いところでは、たしか小樽だったと思うのですけれども、審議会なんかを立ち上げてから10年以上かかっても統廃合がまだ全部終わっていないというところもあったり、かなりの時間をかけていかなければならないかもしれないのです。でも、そうしては各学校で、ここは複式化になっていたり、あるいは、この前も私話しましたがけれども、石山中学校では40人近い子供たちが狭い教室の中でぎゅうぎゅうな状態で授業を受けているという、こういう状態もあるわけですから、早い段階で教育機会の均等がうまくいくような統廃合というか、適正配置をしていかなければならないと思うのですけれども、もう少し教育長のスケジュール感というのですかね、どんな流れでどうしていくのか。まずは資料を集めるというお話がありましたけれども、早く審議会でも何でも立ち上げてしまったほうがいいのではないかなと思うのです。動きを早くすることによって、市民の皆さんや保護者の皆さんの意見もどんどん早く出てくると思うのです。やるのならなるべく早く短期間の間でことを進めていかないと、だんだん、だんだんずるずると延びていってしまう気がするものですから、その辺のところもあわせてお伺いをしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員の2回目の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の2回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) それでは、私のほうから3点ほどお答えを申し上げます。

質問の順番に基づきまして、最初に子育て支援の物品の関係ということで、私が市長になった平成23年の9月議会で小黒議員のほうから質問がございまして、私自身は23年という19年の行革のわずか4年後、何とか財政を立て直そうと。ただ、たまたま21年ぐらいからですか、三位一体で落とされた国の交付税が民主党政権から戻り始めている時期で、まだ完全に戻っていないと。そういう財政状況の中で、もともと私は行革をやったときに、扶助費というのは一度つけると、そう簡単に落とせない。財政状況もまだ完

全に立て直っていないと、そういうタイミングだったものですから、私は扶助費にはすごく慎重にならざるを得なかったと。ただ、後日やったのは、ある程度財政的な自信もついたので、地方創生の中で国の金も出ながらやれると。このときにやろうと。そのときには小黒議員が23年に言っていたなと思いながらも、お母さんたちからの要望がすごく多かったからこれを実施したわけでございまして、別に物品とかなんとかにこだわってなくて、私の考えの中では全部一括して扶助費という考えですけども、いまだに子育てについては財源的には悩みます。将来の足かせになるかもしれない。だけれども、やらなかったら人口は落ちる一方になる。その中で何としても結果を出さなければならない。そのところだけのご理解をいただきたいと。

それから、駅前地区の活性化に関することでございまして、もともとの私の発端というのは、駅前にビデオ屋がございまして、民間の人が買って、手がつけれない状態になってしまったと。もう二度とあそこは20年以上誰もちよせない状態でしょうと。ただ、一等地にある持ち主が1つのところがもし何かなったときに砂川市は取り返しがつかないから、何とかできるものなら、地権者が1人ならそれはできないかというのはずっと思っていましたけれども、北菓楼の話があったりいろんな話があったのですけれども、きっかけは無電柱化が決定したと。その中で、何回もお話ししていますけれども、まちの魅力というのは、学校とか買い物をする場だとか子育てだとか老人対策、病院、それと町並みの、全部をきれいにするというのは無理ですけども、通ったときに変わったとか、そういう積み重ねの中でまちの魅力というのは凶られると。市の職員を受けに来る人も、汚い庁舎に来るとがっかりするけれども、だからといって新しくするわけではないですよ。庁舎がきれいだと来る人の募集がふえるとかというのも現実にあるわけでございます。

そういう魅力をちょっとずついろんな方面から高めていこうというのがもともとの私の考えでございまして、私が担当に指示したのは、何らかの補助金をもらえないかと。なければ単費でいきますけれども、できることなら基金をなるべく使わないでやれる方法。交付税分が庁舎でついたから財源的にはあるといったらあるのですけれども、補助金がついたほうがためた金を使わなくて済む。その方法を検討させると、中活という方法があると。ただ、採択は厳しいかもしれないです。それは計画をつくって上げてみないとわからない問題ですけども、補助金の道があるからには探らなければならないので、その辺は小黒議員もわかっていて聞いたのだらうと思っています。

それと、私の所管ではないのですけれども、3点目の体育施設の関係なのですけれども、私そんなに詳しいわけではないのですけれども、私が市長になったときにはもう指定管理になっていました。毎回質疑を聞いていると、小黒議員からこれは合わないからやめなさいという質疑を毎回聞いておまして、議員さんも反対するのならやめてしまおうと。決断したのは、小黒議員が言ったのを聞いていて、そこまで余り好評でなくてやっているものをどうして続けているのだらうと。教育委員会で検討してみたらというのがもともと私

から教育委員会に言った言葉でございまして、細部のことは余り承知はしてございません。  
以上でございます。

○議長 飯澤明彦君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 (登壇) 駅前の所管が変わったのかというお話が冒頭ございましたけれども、現時点では何ら変わっておりません。当時、庁舎建設検討審議会のほうで総務部の市長公室課が所管していきまして、昨年3月に場所の答申を受けたと。そのときに附帯意見として駅前地区の部分が取り上げられてきたところでもあります。昨年4月の常任委員会でも総務部の懸案事項として委員会に報告しているとおおり、現段階では所管は変わっていないところでもあります。手法として、今市長が申し上げたとおり、中活という手法が考えられるということで、執行方針にも掲載してございますけれども、その策定を目指していきたいという考え方を示しているものであり、詳しいところは経済部で、ご答弁というか、説明したほうがわかりやすいだろうということでございます。総括については所管云々くんぬんというのはございせんので、その点をご理解をいただきたいと思えます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 私から駅前地区の活性化に資する利活用の部分、昨年もお答えしている件もあったかなと思っております。パーラーランドさんは閉店して結構たつわけですけども、あそこの地権者とは、毎月会うわけではないですけども、昨年もお話ししましたけれども、時々お会いして、そのときには、実際どうなのだろうというのを毎回聞かれますし、それは信用してもらえないのですけども、市長もこの土地、建物については購入させていただいて事業を展開したいという思いを持っていますということをお伝えしておりますし、相手方も、確かに今現況としては第三者にお貸ししている部分もございまして、それについても期間を切って、返却、賃貸を解約できるような契約をずっとしているの、その辺は安心して下さいということで今まで来ている経過でございます。

それと、あくまでも活性化に資する施設という中で答申があって今検討している最中でございますけれども、何かものを建てればよいということではなくて、誰かが使って、市民の皆さんがよかったなと思われる施設のために今準備段階として経済部の中活という部分も含めてあるわけでございますので、ぜひ議員さんにはこの後もこの駅前の部分については応援いただきたいと思えますし、反対しているとは聞こえてきませんので大丈夫かなと思っておりますけれども、引き続き応援いただければと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 私からは、活性化協議会ではなく違う手法でというお話がありました。そこについてご答弁いたしたいと思えますが、庁舎建設検討審議会からの附帯意

見であったこと、あるいは商工会議所会頭が新年の交礼会ですとか会報の「ななかまど」の中で、会議所がその中心的な役割を果たすべく活性化協議会を立ち上げ、官民のさまざまな意見を集約しながら実現に向け歩を進めていきたいと思いと、そのようにおっしゃっております。

今後メンバーにつきましては、会議所が主導する中で、経済部も商工会議所とはつながりが深い、あるいは過去の活性化協議会のメンバーであったということから、一緒に話を進めていく中でメンバーも決めていきますが、今まで審議会の中でも活発な議論があった、そこには会議所の会頭も入っていたということもあるので、そういった方たちが集まって活発な議論がされるものだと思っております。現行では違う手法を考えておりませんが、会議所との話の中で違う手法も検討できるということであれば、それはそれで議論の余地はあるのかなと思っておりますが、現段階では会議所の会頭の言葉を受けて進めてまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 それでは、私のほうから学校の適正配置の関係でご答弁をさせていただきたいと思っております。今いろいろとご意見をいただきましたので、この部分も参考にさせていただきたいと思っております。

空知の中では既に1市町、小学校1校、中学校1校というところもございますし、例えば赤平市におきましてはこの4月に中学校2校が1校になるということで、教員がその分大幅に減少すると。これは空知の中ではずっと続いている事項でございますので、統合があればそれに見合った教員数になっていくと理解しております。また、この適正配置につきましては、もちろん地域への説明であったり、教育課程の統合であったり、あるいは先ほどもお話がありましたように、教育環境、校舎の古い、新しいというのもありますので、この辺の同一性をどう考えていくか、あるいはその利活用というものは十分に考えていかなければならないと思っております。

ご質問のスケジュール等につきましては、これはこれからということになりますので、スケジュールと適正配置の数については、これから意見を聞きながら進めていきたいと思っております。ただ、スケジュールにおきましても、大変大きな事業ということになりますので、次期の総合計画の中には位置づけができるような形で進めていければとは考えております。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 それでは、私のほうから、特に日の出運動公園内の施設ということで、土木の関係、それから教育委員会の所管ということの住み分けでございますが、特に日の出運動公園の中には南3号線沿いに多目的広場の前に駐車場とトイレがございますが、それ以外については教育委員会のほうの所管でございますので、住み分けについてはしっかりと土木のほうと行っておりますので、市直営後も適切な維持管理をしてまいり

たいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ただいまは総括質疑ですし、私の考えは2回目の質疑で行っております。ただ、今回取り上げたまちなかのいわゆる駅前の活性化あるいは小中学校の適正配置、いろいろな意味で今後のまちづくりにとても大事なことではないかなと思っております。できればスピード感を持って行っていただきたいということをお話し申し上げて、終わりたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 (登壇) それでは、これより議案第7号、平成30年度一般会計予算並びに市政執行方針の中から大きく3点について総括質疑をします。

まず、1点目として、市政執行方針の中には毎年のように6次産業化の推進とありますが、市民感覚として具体的な成果が実感できていません。これまでの取り組みや具体的な成果があればお伺いします。また、市政執行方針には事業実施に向けて関係機関との連携を強化するとありますが、どのような機関とどのような強化をするのか、具体的なビジョンがあればお伺いします。さらに、このような計画を推進するのであれば、順序としてまずやる気のある生産者に対し6次産業化への手引きといった情報提供がなされ、その取り組みに応じた各種補助制度の情報提供や施設の提供、販路についての情報提供をし、成功へのビジョンを示すことが重要だと思っておりますが、そのような取り組みが行われているのかお伺いしたいと思います。

2点目は、協働のまちづくりに要する経費の中で、市政執行方針にもありますが、市民活動を担う人材の育成についてお伺いいたします。これまで市民活動入門講座などを通じ地域人材の育成に取り組んでいますが、依然としてどの組織も高齢化が進み、新たな人材の確保に苦慮しています。これまでの取り組みの成果をどう分析しているのか、まずお伺いします。また、本来市民が望んでいるのは、この人材育成により発掘された人材が市のホームページにもアップされている各種市民活動団体などへと参画していくことを期待しています。そういった意味では、各市民活動団体に講師を依頼する、または交流するといったことが必要だと思っておりますが、そのようなことが考えられているのかお伺いしたいと思います。

3点目として、学童保育事業に要する経費についてお伺いします。さきの一般質問でもお伺いしておりますが、その際、現状の把握とニーズを把握し検討するという旨の回答でしたが、新年度予算には特に変更点は見受けられませんでした。そこで、どのような調査が行われ、どのような結果のもと今回の予算にどのように反映されているのかをお伺いします。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 (登壇) 私から1点目の6次産業化の推進についてご答弁を

申し上げます。

当市の6次産業化の推進のこれまでの取り組みといたしましては、6次産業化に係る国などの補助金獲得に向けた支援をしております。国の補助金を申請するためには、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、いわゆる6次産業化地産地消法に基づき、農林水産物の生産、加工、または販売を一体的に行う事業に関する総合化事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受け、補助金の申請をする必要がございます。

これらに対応するため、北海道6次産業化サポートセンターに対し6次産業化アドバイザーの派遣を要請し、サポートセンター、北海道農政事務所、空知総合振興局農務課及び市農政課が連携し、総合化事業計画書や補助申請書の作成指導や助言など、さらには計画実施段階での生産、加工技術、販売先の開拓や資金調達などに対するアドバイスを実施しております。また、北海道単独の補助事業の活用を検討や、研修会、展示講習会などの開催案内などをメールや市ホームページにより情報提供しております。そのほか、小規模な6次産業化の取り組みにつきましても、空知農業改良普及センター作成の空知農産加工販売の手引きを紹介するほか、他産業などへの橋渡しや民間の補助金獲得等に向けての支援など、農政課と商工労働観光課が連携を図り、支援、応援を行っているところでございます。また、6次産業化の担い手ともなります若手女性農業者との意見交換会を開催し、女性農業者の連携による新たな事業の創出のきっかけづくり、市ができる新たな支援等の検討につなげていきたいと考えているところであります。

次に、これまでの取り組みの成果でございますが、6次産業化アドバイザー等を活用し補助金を獲得した例はございませんが、岩瀬牧場には国の担い手確保経営強化支援事業による加工設備等の購入に係る経費の一部の補助や企業振興促進条例に基づく支援、黒瀬ラベンダーには観光農園として農産物の直売を拡大するため、公益財団法人太陽財団の助成事業の活用について支援をしており、来年度施設内の道路が整備される予定となっております。米粉唐揚げを製造販売する中道ファームには、クラウドファンディングを運営する会社との橋渡しや、ロゴのデザインのためのデザイナーとの橋渡しなどの支援をしております。そのほか、井上農園のタマネギピューレ、そらいちマーケットなどともかかわりを持ちながら支援を行ってきているところでございます。

6次産業化の達成目標ですが、農業者みずからが生産した農産物を活用し、みずからが加工や販売を行うことにより所得を向上させ農業経営の安定を図ることが目標であり、より多くの農業者が6次産業化に取り組むことにより市内の農業の活性化を図ることができるものと考えているところでございます。

次に、具体的な取り組みビジョンですが、農業所得を増加させる手段として、6次産業化の取り組みは1つの有効な手段であり、地域内の雇用の創出や楽しみをもたらすとともに、加工、販売等を通じ農業者以外の方たちとの交流を図ることにより、地域内の活性化

にもつながるものと考えております。6次産業化の取り組みは、本業である農業経営基盤がしっかりしていなければなりませんし、新たな事業への過大な投資により本来の農業経営基盤が揺らいでは、新たな取り組みも無駄となってしまいます。まずは小さな取り組みから始め、6次産業化アドバイザー等の専門家のアドバイスを受けながら、関係機関等が連携しニーズの把握、販売先の開拓、資金調達や補助金獲得などの支援を行うことにより、徐々に事業規模の拡大を進めることを推進してまいりたいと考えているところであります。

また、個々の農業者の取り組みのグループ化や組織による取り組みを促進させることや、第2次産業、第3次産業の他産業と結びつくことによる農商工連携も効果的な取り組みであると考えているところであります。今後も関係機関等との連携を図り、農業者へのきめ細かいサポート、アドバイスを行うとともに、補助金等の獲得に向けた支援や情報提供に努め、6次産業化を推進してまいりたいと考えているところであります。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） それでは、私から、市民活動を担う人材の育成というところで質疑をいただきましたので、ご答弁させていただきます。

市民の皆様と市が同じ方向に向かって共通認識を持って協働のまちづくりをより活発に展開していくことができるよう、砂川市協働のまちづくり指針を平成25年4月に策定しております。この指針では成果指標というものは定めておりませんが、協働を進めていく上での施策展開の1つに人材育成の推進があります。さまざまな分野においてづくりや交流の取り組みを進めるため、取り組みの1つとして市民活動入門講座などの開催が例示されているところでございます。担い手不足につきましては、市民活動団体、NPO、町内会などに限ったことではなく、どのような団体につきましても共通の課題であり、新規団体の設立はもちろん、団体を持続可能な状態で維持することについても非常に難しくなっている状況は認識しているところでございます。

少しでも担い手不足の解消につながるよう平成25年度より市民活動等入門講座、平成26年度より市民活動等ステップアップ講座、そして平成29年度からはそれらを統一して地域力アップ講座として継続して開催し、受講者については延べ437名の方が受講いただいているところでございます。受講者の中には、NPO法人やボランティア団体、町内会などから継続して講座へ参加していただき、引き続き団体の担い手として活躍されていることや、市民活動等入門講座と活動等ステップアップ講座を受講した2名の方が中心となり新たに市民活動団体が誕生したという経過もあり、講座の開催が少なからず担い手の確保、団体設立のお役に立てているのではないかと考えているところでございます。数値的な成果目標、成果指標ではありませんが、講座を受講された方には市民活動の必要性などが若干でも認識され、成果が出ているものと考えているところでございますし、またこれら講座に対して、それぞれ団体を誕生させた方ですとか市民活動を常時活動としてやられている方もこの講座に参加いただきまして、それぞれの団体のプラスになるよう講

義を受けていただいているということでございます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、私から3点目の学童保育事業についてご答弁を申し上げます。

本市の学童保育事業につきましては、昨年の9月定例会におきましてご質問を頂戴し、その後、近隣市、町及び道内の各都市の保育料を含む保育内容について調査したところでございます。調査の結果でございますが、自治体により運営形態や保育サービスの多寡などについてさまざまな相違があったことから一律に比較できない状況ではございますが、保育料にはおやつ代が含まれているとともに開所時間が他の多くの自治体より早いほか、追加料金はかかるものの延長保育や短期保育も実施するなど、利用者の都合に合わせ柔軟に対応しているところでございます。また、子供たちに規律ある行動が身につくよう学習やおやつ、自由遊びなどの時間割りを定めているとともに、誕生会やお楽しみ会のほか季節の行事も実施するなど、他の自治体と比較しても充実した保育内容であり、公設公営の保育料につきましては、公費と保護者の負担割合も含め、おおむね妥当と考えているところであります。しかし、利用者にとりまして満足できる学童保育事業とすることが必要であることから、今回実施しました調査なども参考にしながら、今後におきましても継続した改善とニーズに応じたサービス内容について検討してまいります。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それでは、順次再質疑していきたいと思いますが、まず6次産業化の関係ですけれども、取り組みがいろいろ行われているということはよくわかりました。ただ、市民感覚の中に、6次産業から出てきて、砂川はこれだよ、というものがまだ大きなものとして成果として見えてきていないというところが、こういった意見が出る部分なのかなと思うのですけれども、中道議員がいらっしゃいますけれども、米粉なんかはいろんな取り組みがなされていて、ああ、すごいなと思って見てはいるのですけれども、市の市政執行方針の中に6次産業の推進と書かれていると、主体的にもうちょっと取り組んでもいいのかなと映るのです。

今ほどいろんなお話を聞かせていただいても、何かあったときのサポートをというご答弁だったかなと思うのですが、砂川市として6次産業を推進するのだということを明記するのであれば、もっともっと幅広い方、そして今行われている方々に対してもっと側面的なサポートができるのではないかなと考えるので、そのあたりは今後、先ほどお話ししましたけれども、まだまだ砂川市は、6次産業をもし行えば、販路を含めてふるさと納税やそらいちマーケットとかいろんなものもできていますし、これからゆめまちづくり協議会とかできたところでも直売所をつくりたいとかいろんな意見も出ているので、いろんな可能性があるだろうと思うのです。販路も含めて、こういったことを皆さん頑張ってやってみませんかということを、モデルケースというか、そういったビジョンを示せる体制づく

りというものが今後必要になっていくのではないかな、またそういうことがあることによってさらに推進力が高まるのではないのかなと思いますので、そのあたりの取り組みがこの予算の中で今後やっていけるのかどうなのか、そのあたりについて聞いてみたいと思います。

次に、協働のまちづくりの関係、人材育成の関係ですけれども、実感として、受講者が延べ400人以上いるということなのですからけれども、実際として今行われているのは、意識の高い方たちが比較的集まって、さらにスキルアップとか自己研さんに励んでいるというイメージなのです。いろんな団体に所属しておりますけれども、なかなか新規で、こちらもどの人に声をかけていいのかわからないというのも当然あるのですけれども、その辺をもし講座の中に、何でもいいからまちのためにいろんなことをやってみたいのだよね、もしも自分の力が何か役に立つのならということがもう少し、いろんな団体とのつながりをつくっていただければ、ひょっとしたらもっとも同じ人でもいろんな団体に所属してくれるのかもしれないですし、また新しい人材がいろんな団体に回っていくということもあるのかもしれないと思うのです。

何とかそのあたり、先ほども言いましたけれども、団体間交流というのも大事なのかなということもありますし、お互いがお互い、どのような活動をしているのかというのが見えないということもありますし、そのあたりも含めて、人材育成の枠の中でも構わないと思うのです。それぞれ意識の高い人たちが集まって自分たちの活動をPRするという場であってもいいのかなと思いますし、それぞれの団体の今の現状を話していただいてもいいですし、そんなことを考えていただければ、ここまで活動団体の担い手が少なくなってしまうのですけれども、総体的な延べ人数というか、いわゆる活動人口を減らさないということにつながっていくのではないかなと思うので、そのあたり、この予算の中の取り組みとして考えられないものかどうかお伺いしたいと思います。

次に、学童保育の関係ですけれども、資料は私もいただきました。砂川市のサービスはすごいというのが率直な感想なのですけれども、ただ、このサービスが望まれているかどうかということが一番のネックなのかなと考えるところなのです。保育料の設定額に関しても、ほかのところでは、もちろんサービスとかいろんな内容が違うということは前提でわかっているのですけれども、どんなに高くても6,000円以内というところを砂川市だけが9,000円という実情。それから、公設公営、公設民営の比較でいっても、どの自治体も最高では6,000円だけれども、砂川市だけが9,000円であったりとか、サービスが非常にいいかわりに金額も、ちょっとだけ高いというよりは、ほかから比べると倍または3倍という感じに映ってしまうのが現実なのかなという気がするのです。

もちろん国の制度にのっかって推奨されているモデルケース、その中での負担割合というところで決めているというのは重々わかるのですけれども、ほかの自治体が子育て支援、その地域の実情、または今共働き世帯に対する支援というものはどういうものが必要なの

かということが盛んに問われている中で、このあり方というのは果たして合うのかどうかということところが一般の方の感覚の違いなのかなという気がするのです。時間延長や朝7時半からできる、そういうところに関しては砂川はほかよりもとてもいい制度だなと思うのですが、果たしておやつを提供するということは、それぞれ持参させたり用意したりというところがあるのですけれども、よくも悪くも砂川はその選択はない。おやつがあるから高いのだということにも聞こえてしまいますし、活動プログラムということがしっかり行われているということなのですから、実情、中ではいろんな問題があるということが、金額とサービスのバランスのところではいろんな話が出てきてしまうのだろうなという気がするわけなのです。

なかなかこれはすぐにどうこうという話にはならないということは承知しているのですけれども、少なくとも今これだけのサービスが砂川では行われている。ほかと比べてこんなにいいサービスを行っているということが、なかなか親御さんたちには伝わっていないのかなと。スタートしたサービスのまま行われていて、ほかとサービスはそんなに変わらないのだろうけれども、金額は何でうちが高いのだろうなという素朴な疑問もあるのだろうと思うのです。そういう意味ではいま一度親御さんに丁寧な説明をする必要があるのかなと感じるわけなのですが、そのあたり、今後丁寧な説明とかも含めて、推進していく上でしていく考えがないのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 6次産業化に向けて市が主体的に取り組むことで推進力を上げたいのではないかとのお話でした。6次産業化につきましては、先ほどご説明申し上げたとおり、1次産業の農業、生産者の方が自分で加工から販売まで行うといったことで6次産業化が図られるということでございまして、市としましてはそれを側面から強力にサポートすることで、1次産業に従事されている生産者の方が加工から販売まできちんと計画的に進んでいけるということを行うことが行政としての主体的な取り組みと考えておりまして、一方的に情報だけを提供することではなくて、既に先ほど紹介した方たちは取り組んでいますけれども、まだ取り組んでいないのだけれども、よく話を聞きますと実はこんなことをやってみたいのだとか、まだ具体的に何ということはないのだけれども何かしてみたいのだとかといった生産者の方が数多くいらっしゃいます。

そういった方たちとも話をする中で具体的に加工、販売につながるものがあれば、それは今までの方と同じように側面的なサポートをするということでございまして、今は何かしたいと思った方たちに対するサポートは十分しているつもりでございまして、これから一歩を踏み出す、踏み出そうかなという人たち、そういった方たちへのサポートと伺いますか、よく話を聞きながら、本業に影響のない範囲ということになるかもしれませんが、そういったところにも今以上に力を入れながら、農家さんと触れ合う機会は農政課、農業委員会、数多くありますので、そういったときにそういう話もしながら、聞き取りをしな

がら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 市民活動の人材育成にかかわる部分としては、私ども講座を中心に今までもやっておりますし、これからもそういう方向づけだろうと思っております。

今ほどお話ありました市民団体を積極的にやられている方については、この講座を受講されても中心的な部分、最近ワークショップ型の講座を開講しております、五、六人の中で話し合いをしながらということをやっているのですけれども、そういう中に入っても市民団体を志望している方は積極的で、コミュニケーションをとりながら話の内容、話を盛り上げてくれるという経過がございます。私ども毎年のように講座のメニューは考えながら、何もしていない方がやったり、それから今までやっている人はどうあるべきかという部分も含めて、今ほど議員さんからご提示がありましたように、メニューをじっくり考えながら、これからよい講座づくりといいますか、講座の開講を、ことし秋にやりますけれども、進めていきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 学童保育に係る利用者が本当に求めているサービスと、またそれに対する丁寧な説明というご質問でございました。実際去年の9月に質問を頂戴しまして、その後自治体、供給する側の実態については把握をさせていただいて、先ほどのご答弁のとおり、一括して比べられるものではなくて、それぞれの自治体、各サービスも違いますし、料金も違いますし、その内容も違うということでございました。その設定については一応妥当だろうと現場では判断をしているところでございますが、今度、利用者側の視点ということでございますので、この後どのような手法が考えられるのかというのはまた現場で検討をするということにさせていただきたいと思っておりますが、サービスが過剰になっているのかもしれませんが、本当に必要な求められているサービスは何なのかという部分と、このような料金設定、内容についての丁寧な説明につきましては今後対応させていただきたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 わかりました。砂川市の6次産業に向けての考え方はどうあるべきかというものも含めて、そんな簡単なもので6次産業化というのはないのだろうなとは思っておりますけれども、ただ、最初から難しいとってハードルを上げてしまうと、何に対しても及び腰になってしまうので、例えば商工のほうとも連携があるのであれば、できれば地元の農産物を食材として使いたいのだよねだとか、こういうことで農家さんとの橋渡しだったりだとか、そこというのはなかなか接点がなかったりするところなので、自分で加工、販売までいくのはその先であったとしても、その前段階で資材の提供から始まったり、それが商品につながっていったりすることもよくあることでありますので、その辺も含めて

取り組みをしっかりと、いろんな人から何かニーズがあるかないかというものをしっかりと聞くことで、いろんなところにいろんな結びつきが生まれるヒントがあると思うので、そのあたりを進めていただければと思います。

また、市民活動を担う人材の育成ですけれども、今ほど今後つながりも含めて検討していただけるということなので、よりよい人材育成につながっていくことを期待したいと思います。

学童保育に関しましても、今ほど答弁にありましたように、本当に求められているサービスと適正金額というのはどこなのか、そのあたりを再度皆様の意見も聞いていただいて、こういう時代、子育て支援、いろんなメニューがある中で、みんながデフレ状態というか、本当であればもうちょっと高くてもいいのかもしれないというものも当然考え方としてあると思うのです。だけれども、周りがどうしても低いということと、公費を出してやっているということが果たしていいのかどうなのかというのはまた別の議論として、ただ、情報社会ですから、親御さんたちもちょっと携帯で調べればすぐに他市町の状況というのは見られる。詳しい状況まではわからないけれども、金額だけが目についてしまうということもあると思うので、そこは砂川市は特別なサービスをしているのですよということはずまず知ってもらわなければならないのだらうなど。その中で、どうですかという本当の意味でのニーズ調査というものをしていくことができればいいのかなと感じておりますので、ぜひ検討できるものであれば検討していただきたいと思います。

終わります。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員の総括質疑は明日行います。

#### ◎延会宣告

○議長 飯澤明彦君 本日はこれで延会します。

延会 午後 3時45分